

平成26年第4回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成26年9月16日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

---

欠席議員（1名）

16番 上谷政明

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

---

## 開議の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は17名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号2番 江崎達己君と3番 鏑本規之君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

4番 黒田芳弘君の発言を許します。

### ○4番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

発言許可のもと私の質問を始めたいと思いますが、初めに、ことしは7月から8月にかけて、各地で局地的な豪雨による甚大な被害に見舞われ、広島市などで多数の犠牲者が出ました。とうとい命を失われた方々への御冥福と、被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日は早朝よりたくさんの皆様方に傍聴にお越しをいただきまして、ありがとうございます。こうやって市政に関心を持っていただくことは、議員活動にとっては何よりの励みであり、私からもお礼を申し上げます。

今回は、人口減少問題とか介護保険といった、少々やりにくい面もございますが、御理解をいただきながら、通告してあります3点7項目について順次ただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それではまず1点目、若年女性人口に着目した人口減少対策について質問を始めます。

6月議会が閉会した後、7月から8月にかけて、広域で組織する複数の若手議員勉強会に参加してきましたが、このうち2つの研修が、先般、日本創成会議から発表された人口減少にかかわる試算結果による内容でありました。

この日本創成会議でございますが、東日本大震災からの復興を新しい国づくりの契機にしたいと

して、2011年5月に発足した有識者らによる政策発信組織で、皆さん御承知の前岩手県知事、総務大臣の増田寛也氏が座長を務めております。

発表されたものは、昨年3月にまとめた将来推計人口データをもとに、最近の都市間の人口移動を加味して2040年の20歳から30代の女性の数を試算、その結果、2010年と比較して若年女性が半分以上に減る自治体「消滅可能性都市」は、日本全体の49.8%に当たる896に上るという衝撃的なものでありました。

そこで、具体的な試算結果の一部を資料－1で見させていただきますと、ここにあるコード番号21201からが岐阜県の市町村であり、人口移動が収束しない場合の一番右の変化率では、42のうち17が50%を超え、50%を超えないものの40%代の市町村も8つあり、岐阜県にとっては大変危機的な状況にあると言えます。本市においても試算がなされておりますが、この結果をどう捉えているのか、まずお聞きしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

**○副市長（石川博紀君）**

それでは、人口減少問題にかかわる今回の試算結果につきまして御回答申し上げます。

議員御質問のとおり、日本創成会議による試算推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月にまとめた人口推計データから試算されたものでございまして、同研究所では、地方から大都市への人口流出は2020年までに落ちつくと推計しておりましたが、日本創成会議では、現状のまま、おおむね毎年6万人から8万人規模の大都市圏への人口流出が続くと仮定した場合、20歳から39歳までの女性人口が半減する消滅可能性都市は全国で896自治体、全体の49.8%にも上る結果となったものでございまして、全国の自治体にとりましても大変衝撃的な内容でございました。

この試算結果によりますと、本巣市におきましては、2040年には総人口は約5,000人減少し、若年女性人口比率は31.3%の減になるとしております。これまで北部地域につきましては、少子・高齢化による急激な人口減少について予測され、移住・定住政策を進めてきたところでございますけれども、今回、自治体ごとに具体的な数字が発表され、南部地域におきましても人口減少が進むということございまして、事態は深刻で、危機感を感じております。本市といたしましても、今後、長期的な視点に立ち、全庁的な取り組みが必要であるというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

黒田芳弘君。

**○4番（黒田芳弘君）**

次へ移ります。

今回、日本創成会議の人口減少問題検討分科会が人口減少について一つの試みとして着目したの

が、人口の再生産力であります。人口の再生産力を示す指標には幾つかありますが、より簡明な指標として、人口の再生産の中心を担う20歳から39歳の女性人口そのものを取り上げております。

20歳から39歳の女性人口が重要な指標となるのは、平成24年の合計特殊出生率1.41のうち、95%はこの20歳から39歳の女性によるものだからであります。20歳から39歳という若年女性人口が減少し続ける限りは、日本の再生産力は低下し続け、総人口の減少に歯どめがかからないとする結論にたどり着きました。

研修の講師をお願いした県の分析係からいただいた資料をもとに御説明させていただきますが、まず資料－2では、岐阜県の出生率と出生数についてあります。ピークであった昭和48年には出生数3万4,648人、出生率2.24であったものが、年々減少し続け、平成25年には1万6,000人、1.45へと、出生数は2分の1以下に減っています。

下の欄にある出生率は、平成12年の1.47、平成17年の1.37と下がり、皆さんも記憶にあると思いますが、このころから出生率という言葉が騒がれ、人口維持には2.07という数字が必要とされ、少子化対策に取り組み、平成22年には1.48へと少し上昇いたしました。しかしながら、母となる女性人口が減っていることから、出生数自体は減り続けていることがよくわかります。

次に資料－3を見ていただきますと、女性の5歳階級別の有配偶率があります。これは、それぞれの女性の年代別で何%の人が結婚しているかを見るもので、徐々に結婚をしない女性がふえております。特に25歳から29歳のいわゆる結婚適齢期という女性で、昭和60年には75%を超えていたものが、平成22年には40%と、急激に下がっていることが読み取れます。

下欄では、男女別の各年代の未婚率があります。ここでわかりますことは、昭和40年には男性の30歳以上、女性の25歳以上は約9割ほどが結婚していたが、昭和50年代から未婚率が大きく上昇し、現在では、30代前半では男性の半数近く、女性の3割が未婚であるという結果であります。日本の場合、98%が夫婦から生まれた子であるため、出生には夫婦の数が大きく関係しています。

次に、本巣市を見てみますと、資料－4では人口の推計があり、2010年をピークに減り続け、2040年には3万598人に減少するとしております。

下の欄では、年齢別の推計があり、現役世代の15から64歳が減り続け、65歳以上はふえ続けます。将来を担う15歳未満は、現在の約7割の3,688人に減ってしまうとされております。

次に資料－5では、本巣市の転入・転出、いわゆる人口移動についてあります。1990年から転入が上回っていましたが、近年は転出のほうが多い傾向がわかります。

下欄は、平成25年の世代別移動理由ごとの転入・転出の人数があります。ここでは、職業上や結婚などを理由とした転出は20代、30代に多く見られることがわかります。

ここで資料－1に戻っていただくと、この表で注目したいのが、上から5番目にある長野県下條村であります。この村は、俳優の峰竜太さんの出身地としても有名であります。この時代にあつて変化率マイナス8.6%と、大都市圏と肩を並べる驚異的な数字を示し、全国の自治体関係者が「奇跡の村」と呼び、過去3年間で250もの団体が視察に訪れたほどであります。ここは長野県南部の人口約10万人の飯田市から車で二、三十分のところに位置し、山林が約7割を占め、これとい

った産業のない山村であるが、出生率2.04、人口4,176人のうち、14歳未満が17%の710人を占めております。1992年にガソリンスタンド経営者であった伊藤現村長が就任し、過疎に悩む村を、若い夫婦を呼び寄せればいい、そして彼らが安心して子どもを育てられる環境を提供すればいいと、村独自の子育て支援を充実させたことで、近隣の飯田市などから若い夫婦が数多く移り住んで、たくさんのお子さんを産み育てているようであります。

地方の人口減少対策には、この下條村に見るような、大胆な差別化を図った少子化対策は有効な施策と言えます。そしてもう1つは、この国の特徴である都市への一極集中から、いかに地方から若者の流出を防ぎ、さらに呼び込むかということでもあります。最近になって「地方創生」という新しい呼び方がされますが、さきの内閣改造でも地方創生担当といった新しい大臣が誕生し、まち・ひと・しごと創生本部も発足され、安倍政権は地方の人口減少対策や経済活性化に本格的に取り組むを始めました。

今求められている地方対策は、一時的な景気浮揚策ではなく、人口減少や高齢社会に対応できる社会へのつくりかえであります。高齢化が進んだ地域では、若者が仕事を求めて都市に流出し、人口減少が加速しております。こうした人口減の流れを断ち切るには、少子化対策の強化と同時に、若者が地域で働き続けられる雇用創出は絶対的な条件であり、地方企業の支援や、若者の起業・就農の促進、大企業が地方展開しやすい税制優遇などの環境整備が急がれると同時に、都市に住む若者の移住促進のため、住宅や就業情報の発信サポートも重要であります。

今回のこの日本創成会議の発表から、国が本格的に始動した地方創生への人口減少問題で、重要なポイントである、実際に子どもを産む20歳から39歳の女性人口をいかに地域にふやすのかについてまとめてみますと、従来の少子化対策をさらに推進し、いかに3人以上の子どもを産み育てられる環境を整えるか。婚活をサポートし、若い人の結婚率を上げ、未婚化、晩婚化を防ぐ。特に中山間地に居住する人は未婚率が高いので、これは重要であります。教育に関心の高い世相を受け、教育特区など差別化を図った地域特有の施策を打ち出し、移住・定住を促進する。働きやすい、子育てしやすい、住居負担が軽いなど、若い世代が結婚生活を過ごしやすい地域づくりなどといった政策が重要となってきます。

先ほどの推計で、本市の2040年の若年女性変化率はマイナス31.3%、危機と言われるマイナス50%までにはありませんが、南北に広い本市にあって、人口減少が著しい北部地域にとっては、当然、若い女性の数も急激に減少していると推測をされ、それこそ地域消滅の危機的状況にあります。人口減少という問題に対し、こういった根拠に基づいた具現的な対策が急務と考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

**○副市長（石川博紀君）**

それでは、お答えいたします。

今回、日本創成会議により消滅可能性都市が公表されたことによりまして、人口減少に対する危機感が大変高まっており、岐阜県におきましては、県内各市町村の人口の実態の分析に関する事項、また人口減少対策の実践的な対策に関する事項などを所掌事項といたしまして、岐阜県人口問題研究会が設置されまして、ことし7月28日には第1回の人口問題研究会が開催されたところでございます。また8月4日付、岐阜県では全市町村に対しまして、岐阜県人口問題に関する意識・状況調べを行ったところでございまして、9月2日に開催されました第2回の人口問題研究会の資料といたしまして提出され、今後の方向性について検討がされているところでもございます。

こうした人口減少に関する危機感が高まるという機運の中で、本市におきましても、8月3日に関係各課の係長で構成いたします岐阜県人口問題研究会の本巣市部会を立ち上げまして、8月27日には会議を開催し、人口減少問題について現状把握などの意見交換を行ったところでございます。

議員より御説明ございましたが、提供いただきました資料によりますと、本巣市の主な移動理由で見た世代別の社会動態では、住宅事情の理由では転入者が多く、職業上また結婚等を理由として転出者が多いという状況でございます。本市といたしましても、これまで工業団地造成による企業誘致を行い、雇用奨励金制度により雇用の確保を行うとともに、保育園の増改築、小・中学校へのエアコンの設置、またトイレの洋式化など、教育環境の整備に努めるなど子育て支援を行って、他の市町村と比較しても子育て環境は高い水準にあるというふうに思っておりますけれども、市以外からどのように思えるのか、また見せていくのかという視点に欠けているというふうに思います。

こうした点も踏まえ、今後もさらに安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、定住できる地域づくりを進めていく必要があるということに加えて、農林水産物の特産品化、また観光など地域資源を生かした産業振興、宅地開発など、総合的な環境づくりによる取り組みが必要というふうに考えております。

議員御質問の、詳細の分析とそれに伴う具体的な対策につきましては、国・県のそれぞれの取り組みの中で解決をしていただくという施策もございますけれども、本巣市部会におきまして検討された課題また対策につきまして、最も有効な施策を選択して集中的に行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今、副市長が申されたように、本市についても少子化対策とか子育て支援の事業は今言われたようなことをやっておりますが、私も、合併10周年を迎えた本巣市にあって、当然、過疎地域に住む者として地域の発展を願ってそれを歓迎したわけではありますが、先ほどの発表による市の人口が26年後3万人になってしまうようなことを聞きますと、とても暗い気持ちになってしまうところであります。先ほど言われたような施策はやっておられますが、さらに、本巣市はここが違いますよといった大胆な若者定住とか少子化対策を打ち出すことや、このことで国が本格的に力を入れ

始めました地方創生について、担当の石破大臣も、うちのまちをよくするためにと地方から具体案を言ってくれば、人も出すし、お金も支援する。だが、やる気も知恵もないところはごめんなさいだとしております。

こうして、地方自治体の自発的な取り組みを求めています。本市についても、こういった新しい雇用が創出できるような施策、そういったものを速いスピードで関係省庁に打ち出していただいて、地域活性化の効果を発揮されることを願って、この質問を終わりたいと思います。

次に移ります。

災害時の避難のあり方について質問いたします。

今回、防災にかかわる質問が私を含めて6名の皆さんから通告されておりますが、振り返りますと、私自身、この9月の定例会では毎年のように防災についての質問を重ねております。それは、毎年のように繰り返される自然災害を教訓にいたしますと、本市域においてもいつ起こっても当たり前のような事例ばかりであるからであります。

冒頭にも触れましたが、ことし7月から8月にかけて、各地で大雨による被害が多数発生をいたしました。広島市では、死者70人を超える、土砂災害としては異常とも言える大惨事に見舞われました。そのほかにも、7月9日午後5時40分に発生した南木曾町の土石流災害では、昼過ぎにはまだ晴れ間も見えていた中、3時40分から1時間に97ミリという急な雨に対応できなかったとしておりますし、8月17日未明から24時間雨量303ミリを記録し、まちじゅうが浸水した福知山市の内水氾濫では、市街地の排水処理能力の限界が問われる災害でありました。

ゲリラ豪雨という呼び方を最初にしたのは名古屋市を襲った東海豪雨であったと記憶をしておりますが、これらの災害は、以前にはなかった、突然、狭い範囲に短時間に数百ミリを超える豪雨に見舞われるというもので、バックビルディング現象とも呼ばれ、ここまでの猛烈な雨を予測するのは難しく、現在の技術では起こる場所や時間を予測するのは困難だとしております。

資料-6を見ていただきます。

これは、広島市の被災地における19日から20日にかけての予想雨量と実際の降雨量であります。改めてこの広島市の土砂災害について振り返りますと、19日の朝から20ミリから10ミリ程度の雨が降っていたが、気象情報会社が提供した予測によると、その後の予想雨量は一、二ミリ程度としておりました。ところが、実際にはこのグラフのとおり、20日午前1時から4時にかけて30、90、115ミリと、3時間という短い時間に200ミリを超える猛烈な雨が降りました。また後日、市の発表では、襲来が1時49分、1時間70ミリの雨量予測をし、これを市消防局がファクス受信したが、見落としたとしております。

予想が違ったことや情報の見落としはまた別の問題として、ここで考えたいのは、3時間に200ミリを超える雨の状況の中、また午前1時から4時という誰もが寝静まった時間帯に遭遇した場合、実際に災害、特に人的被害を防ぐことができるのかという心配があり、ここでもう一度、避難というものについての対応を確認しておきたいと思っております。

まず1項目めでございますが、本市においては、7月10日の台風8号及び8月10日の台風11号の

接近により、それぞれ430ミリ、350ミリほどの総雨量に達する大雨がありました。8号時には本市で初めて避難指示による広域の避難所が開設され、避難された方々が一夜を過ごすこととなりましたが、それを踏まえ、2つの台風の接近時の対応と、避難の発令から避難所開設に至った経緯、またその問題点や反省点についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、台風8号及び11号接近時の対応と、避難指示の発令、避難所開放に至った経緯と問題点についてお答えさせていただきます。

台風8号の接近に伴いまして、本市でも7月9日から豪雨となりました。翌7月10日には大雨警報及び洪水警報が発令され、警戒体制をとっておりましたが、根尾地域におきましては24時間連続降雨量が300ミリを超えておりましたので、土砂災害の発生のおそれがあるということから、災害対策本部を設置し、根尾地域675世帯1,568人、外山地域1,222世帯2,983人に対しまして避難準備情報の発令及び避難所の開設を指示いたしました。その後も豪雨が続き、県道255号線においては土砂流出が確認されまして、通行どめとなることに伴いまして孤立集落となることや、台風の最接近が夜間であり、豪雨が予測されることから、集落内の土砂災害発生のおそれがあると判断したため、同日15時45分には根尾西小鹿以遠の5地区56世帯76名に対して避難指示を発令いたしました。20世帯22人及び自主避難者3名が根尾文化センターへ避難しました。

避難所開放に至った経緯でございますが、朝6時半に東小鹿、西小鹿、松田地区の安全が確認され、県道255号線の通行どめを解除したため、この3地区の避難指示を解除いたしました。退避されてみえた全員の方につきましては、行政バス等で自宅に帰っていただきました。また、松田橋以北の区間につきましては土砂の流出がありましたが、午前9時半には土砂の状況にめどがついたため、避難指示を解除し、避難所の閉鎖を行いました。

また、台風11号接近時につきましては、接近前の8月9日の大雨洪水警報発表時より各庁舎において風水害警戒班による警戒体制をとっておりましたが、台風の通過後の短時間に豪雨が観測され、台風8号接近時と同様に、国道157号において土砂流出が確認されました。根尾長島以遠が通行どめとなりましたが、台風が通過していたことや、その後の雨量予測を参考にし、避難勧告等の発令はしませんでした。災害発生現場の対応や、未帰宅者の確認や対応につきましては、根尾分庁舎の風水害警戒班の増員、市関係部局、市消防団により地域住民の安全確保に努めたところでございます。

この2つの台風の接近に伴う対応の中で、住民に避難準備、避難勧告、避難指示が理解されていないことや、避難情報の周知方法、避難所までの移動手段の確保などの問題点が発生したため、今後は、災害が発生するおそれがある場合や、発生時に住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と、情報提供のあり方や、どのようなときにどのような避難行動をとるべきかなど、住民が適

時・的確な判断ができるように日ごろから周知徹底を図ってまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

1点ちょっとお聞きしたいんですが、今の答弁の中で災害応援協定の部分については触れられなかったんですが、本市は災害時に備えて建設協会などと災害応援協定を結んでおりますが、今回はそういう対応はなかったのか、お尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

台風8号時におきましても、市の建設協会のほうに土のうをつくっていただきまして、それを積み上げていただいたという協力は得ておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

今回の災害に関する情報を見ても、避難勧告・指示を発令しても、実際の避難は数%にとどまっていると報道がされております。避難情報発令の流れについては、避難準備情報から避難勧告・指示というよう切迫等により順次発表されることになっておりますが、住民はこのことがよく理解できているのか疑問に思います。

先日も市の防災訓練で自治会の訓練に参加したところ、予定では7時30分の地震発生 of 広報の後、8時から8時10分ごろに各自治会の災害対策本部が設置され、その後、住民が順次避難所へ避難するというのが訓練の想定でありましたが、私のところでは、7時30分の広報で何となく集まり、中には気の早い人で7時ごろにはもう来ていた人もあったようであります。また、集まっていない人のことを係の人に尋ねますと、わからない、連絡もしてないということで、形式的に組織はできていても全く機能しておらず、実際に災害に直面した場合、果たして全員無事に避難できるのかと思うと大変心配になりました。

自治体からの情報発令は当然大切ではございますが、実際に災害に直面した場合、一番重要な防災とは、いかに住民一人一人が無事に安全な場所へ避難するかということに尽きると思います。この避難情報の流れや避難の方法、準備などについて、ふだんからの周知徹底を図る活動が必要と考えますが、いかがでしょうかお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、住民の避難に対する認識度と、その周知徹底についてお答えさせていただきます。

本市におきましては、災害種別ごとにハザードマップを作成し、避難情報の伝達や避難基準、気象情報の入手方法等を記載し、全戸に配布いたしました。また、広報紙により避難行動に関する情報の提供や、災害図上訓練等を実施してきたところでございますが、避難勧告等の意味が理解されていないなど、住民に防災意識が十分根づいていないのではと考えております。

自然災害に対しましては住民みずからの判断で避難行動をとることが原則でございますが、行政は住民の生命・身体を守るために、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する責務がございます。災害が発生するおそれがある場合には、住民が適時・的確な判断ができるよう日ごろから周知徹底を図ることが重要であると認識しておりますので、引き続き市民に対しましてハザードマップの内容の周知や、自治会長会への避難基準や避難場所、避難所の規定等の説明のほか、市総合防災訓練内容の充実、自主防災組織での避難訓練依頼、避難勧告等の伝達手段としての防災行政無線やケーブルテレビ、緊急速報メールの活用、また自主防災組織や近隣住民による具体的な声かけ等により、避難の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

内閣府は、本年4月に示した新指針で、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを各市町村へ伝達したとしております。これを見ますと、従来の大雨注意報や警報に加え、土砂災害警戒情報を勧告の発令基準として明示し、各市町村の基準を見直すよう求めました。ところが、ことし4月から7月に土砂災害警報が発令された30都府県の延べ303市町村のうち、この避難勧告や指示を出したのは実際には38市町村、13%にとどまっており、基準を見直すように求めたが、実際にはその後も情報が勧告につながっていないとしております。これは空振りへの懸念が根強いのが主な理由であります。専門家は、住民に警戒情報の制度を理解してもらいながら勧告を出すことが大切だと指摘をしております。

本市における災害時の避難情報に関する基準や方針、また避難のあり方について、この命令を指揮する責任者として市長にお聞きをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、災害時の避難のあり方につきましての3つの御質問でございますけれども、内閣府からの通知に基づく避難等の対応についての御質問でございます。

その前に、先ほど来ずうっと総務部長等から、今回の台風8号、台風11号等々での御説明をさせていただきました。今回、幸いにも人的被害はなかったということでございますけれども、今後とも住民の皆さん方にしっかりと周知徹底をすると同時に、今住んでいるところがどれだけ危険なところだとか、逃げるとしたらどういうふうに逃げたらいいのかとかいうようなことも再度改めて自治会等々に強く働きかけて、そしてまた皆さん方にもしっかりと認識していただくような、そういう取り組みを強化していきたいというふうに思っております。

それと同時に、今回、3つ目の質問とも関連いたしますけれども、先ほど御質問がございましたように、国からの指示では「空振りを恐れず」というような御指示も、古屋大臣からも話もお聞きいたしております。今回の台風8号のときにも、そういうことを踏まえて、早目早目の避難ということの情報も発表させていただいたところでございますけれども、数字的に、議員のほうからお話がございましたように、対象者の方の3割から4割ぐらいしか避難しなかったということもございます。大いに反省すべきところもあろうかと思っておりますので、今後の対応に生かしていきたいというふうに思っております。

ちょっと重複いたしますけれども、御質問でございます、内閣府のほうで平成17年に策定いたしました避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインを全面的に見直しなさいというのを、本年4月にそういう通知が出されました。この通知は、主な内容といたしましては、避難に関する考え方を改めて整理する、先ほどお話のあるように、早目早目の対応というようなこともあると思います。また、避難勧告等の判断基準、どういう場合に逃げるんだという判断基準をわかりやすく設定しなさいと。それから市町村の防災体制を強化する。そしてまた住民の方々に避難行動、どういときに避難していく、そして避難のやり方、避難場所、避難所等々どういうところに行くかというようなこともしっかりと認識してもらい、そういう仕組みづくりをしっかりとしなさいよという通知が参ったところでございます。

平成17年以降、その通知に基づいて本巢市、今まで大雨警報、それから洪水、浸水害等々それぞれ基準を設けて今までずうっと対応してきておるわけでもございますけれども、今回の国の通知を受けまして、所要の防災計画、それから避難判断マニュアルというのを今回改定していきたいなというふうに思っております。

先ほど来お話がありますように、近年の雨というのは大変予想が難しい。先ほど資料等でもお話ししていただきましたように、気象庁の予報と実際とは違ったりとか、短時間に猛烈な雨というようなことで、なかなか予測というのが難しいのが現在の雨の状況でございます。そういう点もありまして、当然のように避難も各地でおくれぎみになっていると。いわゆる被害が出てから逃げなさいよという通知が出るような、大変遅いというようなこともいろいろ言われているところでもございます。

そういったことから、先ほどお話し申し上げましたように、市民の生命・財産を守るためにはや

はり早目の避難、これにつながる情報提供が重要であろうということでもございますので、今回の国の通知をしっかりと踏まえて、早目早目の対応をしていけるような、そういう本巢市としての防災計画、また避難判断マニュアルの作成というのに生かしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、市民の皆さん方にも早目の避難、早目に逃げていただく。そして自分の命は、まず自分を率先して、御認識をして逃げていただくと。そのために我々行政のほうは可能な限りの、避難する場合の足ですとか、それから避難所の設置とか、そういったものも含めて対応していきたいなと思っております。いずれにいたしましても命が第一でございます。早目早目の対応をしていただけるように、これからも防災対策の中でしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

3点目、新たな介護保険制度にどう向き合うのかについて質問いたします。

これにつきましては、昨年、閣議決定がされ、国会で議論が進められていた社会保障制度改革がありますが、本年6月18日、地域医療・介護総合推進法として成立いたしました。国会で決定された法律でありますので順次進められていくことになると思いますが、その内容を見ると市町村としての判断や対応が問われるものがあり、準備や計画が必要となってきます。

ここで介護保険制度の現状について把握しておきたいと思いますが、資料一七を見ていただきます。これは介護保険制度が始まった2000年からの人口推移であり、左側が要介護率が高くなる75歳以上、右側が介護保険料を負担する40歳以上の人口推移であります。75歳以上では、2000年は約900万人であったものが2025年には2,000万人を超え、その後もふえながら2,400万人にまで達することがわかります。また40歳以上を見ると、2020年の7,787人をピークに以降は減少していきます。団塊世代が後期高齢者となり、それを支える世代が減少していく、いわゆる2025年問題がよく理解できます。

次に資料一八では、介護度別の要介護者数の推移があります。制度開始の平成12年に218万人であったが、25年には564万人と2.59倍にふえ、特に軽度の認定者数の増が大きく、平成18年から緩んでいたペースが、近年、再び拡大していることが読み取れます。

次に資料一九では、介護給付と保険料の推移があります。開始の2000年、給付3.6兆円、保険料2,911円であったものが、現在の2014年では10兆円、4,972円にふえ、2025年には21兆円、8,200円と推計されております。

これまでの資料を見てわかることは、このままでは介護保険制度の持続ができないことは明らかで、特に団塊世代が75歳の後期高齢者に突入する2025年問題が待ち受けており、深刻な状況にあると言えます。

こういった背景を受けての今度の改正であります。資料-10を見ていただきますと、この改正法案の概要がございます。その内容は、1. 新たな基金の創設と介護・医療の連携強化、2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、4. その他とあります。

この中で、特に3つ目の中には市町村がかかわる幾つかの問題があり、予防給付を地域支援事業に移行することによる体制づくりがまず必要となってきます。そして特別養護老人ホームへの入所条件が原則要介護3以上と線引きがされ、縮小されることへの対応。そして、所得により利用者の負担を2割に引き上げますが、非課税が原則の高齢者の所得把握は課税対象者のみが申告する仕組みとなっており、全て対象となるとその業務量が大幅に拡大するなどといった、業務の準備、計画が必要となってきます。

そこです。1点目でございますが、この制度改正実施に向けての工程や見直しについてお尋ねをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律におきましては、予防給付の一部を市町村の地域支援事業に移行することになり、介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護につきまして平成29年度までに全ての市町村で実施することになりました。

現在、介護保険者であるもとす広域連合管内におきまして、今後の介護予防サービスの提供のために地域資源等の洗い出しを行い、要支援者に対する訪問型予防サービス及び通所型予防サービスの内容、またサービスの提供事業者、そして国から示されるサービスの単価、利用者の個人負担などにつきまして、もとす広域管内において格差が生じないように協議・検討をしているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

黒田芳弘君。

**○4番（黒田芳弘君）**

次に移ります。

今お話がありました。先ほどの資料-10の3の①にあります全国一律の予防給付を地域支援事業に移行するというのが、今回の改正の中で市町村にかかわってくる一番重要な部分であります。

次の資料-11で、新しい地域支援事業の形がありますが、現在は介護給付として要介護1から5、介護予防給付として要支援の1から2をそれぞれ対象に保険給付で行っていたものを、介護予防に

については保険給付から外し、市町村で実施する地域支援事業に移行するものであります。

そもそもこの介護保険制度というものは、高齢化社会を迎え、介護を必要とする人がふえることから、国全体でそれを支えていこうとの趣旨で始まり保険料を負担してきた経緯があり、創設時に保険給付としたものであるため、被保険者の権利侵害となり、この制度自体の信頼が損なわれる。現在一定以上の基準で提供されているサービスの地域間格差の拡大と、量と質が低下すること。そして、今まで効果が実証されております予防給付者の重度化といったことが懸念されますが、このことについて本市の対応をお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、介護保険制度の枠内で提供されている要支援者に対する予防給付の通所介護、訪問介護が、平成27年度から29年度にかけて、段階的に新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることになっております。

本巢市の平成26年7月現在の要支援者で通所介護の利用者数は46名ありまして、目的別に見てみますと、交流が37名、閉じこもりが27名、入浴が24名となっております。また、訪問介護の利用者数は27名で、掃除が22名、安否確認が13名、調理が10名となっております。現在、もとす広域連合で作成中の平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険計画の中で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業をいつから始めるのか、どのように実施していくのか、検討をしているところであります。

今年度は介護予防に重点を置き、運動機能のみの介護予防教室を1教室ふやし合計4教室、そして2次予防対象者の介護予防体操を中心とした教室を2教室ふやし6教室、それから認知症の予防教室を新たに2教室開催し、地域支援体制の充実を図り、要支援・要介護にならないような事業を実施しているところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今説明いただきましたが、この法案につきましてはまだ6月に成立したばかりでありますので、市の対応といったものも現時点では今聞いたような、まだ具体的な内容にまでは至っていない状況かと思いますが、先ほども申し上げましたよう、地域支援事業へ移行した場合、市町村でサービスが今のものより低下するようなことになれば、現在の予防給付者の重度化というものが心配をされますし、近隣の、広域連合で調整をされるかと思いますが、それ以外の近隣の市町と余りに大きな差ができてしまうと、この制度そのものの信頼と申しますか、そういったものが失われることにな

りますので、そうはならないよう適切な実施をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

**○議長（若原敏郎君）**

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

**○5番（船渡洋子君）**

おはようございます。

初めに、甚大な被害が出ました広島市の土砂災害で多くの方が被災をされ、また、とうとい命をなくされた方に心から御冥福をお祈り申し上げます。また、被災に遭われた方には心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を願ってやまないものであります。

そういった観点から今回、1項目めに安全対策についての3点において質問をさせていただきます。

昨年12月に内閣府が発表しました防災に関する世論調査によりますと、自分や家族がどのような自然災害で被害に遭うことを具体的にイメージしたことがあるかという質問で、「地震」というふうに上げた人の割合が80.4%と最も高く、続きまして「台風」「突風」など風による被害が48.1%、それから「河川の氾濫」は19.6%、「津波」が17.8%、そして「土砂・崖崩れ」による被災を上げた人は13.2%でありました。

先月、広島市で発生した土砂災害は、死者が70人を超える大惨事となりました。15年前に同じ広島で起きた豪雨被害の教訓を生かせなかったのは大変残念なことであります。

土砂災害には、山の斜面が30度以上で自然に崩壊する急傾斜地の崩壊、それから山腹が崩れて土や石などが流れ出す土石流、地下水などが原因で土地の一部が滑る地すべりの3つのタイプがあり、国土交通省が6月30日現在でまとめたところ、急傾斜地の崩壊の危険のある警戒地域が22万3,089カ所、土石流が12万4,250カ所、地すべりが5,217カ所で、合わせて35万2,556カ所に上りました。そのうち6割近い20万4,176カ所は、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域になります。1カ月後の7月31日にまとめられたその数字は、1カ月で2,000カ所、この警戒するところがふえているという状況であります。

全国で危険箇所というのは52万カ所あるとも言われています。本巢市は、急傾斜地の崩壊の警戒区域が185カ所、そのうち特別警戒区域が同じく185カ所、土石流が163カ所、特別警戒区域が126カ所になっています。本市における対策はどのようにされているか、お尋ねをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、ただいまの土砂災害対策についてお答えさせていただきます。

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害は、昨今、全国各地で突発的に大きな破壊力で発生しているところでございます。本市におきましても土砂災害警戒区域が348カ所、特別警

戒区域が311カ所指定されており、土砂災害発生の危険性が高い地域となっております。

このような土砂災害から命を守るためには、安全な場所への立ち退き避難を行うことが重要でございます。このため、本年4月に内閣府から避難勧告の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）が示され、本市におきましてもこのガイドライン（案）を参考として、今年度、従来の避難勧告等の判断基準を見直すこととしております。

気象庁等が発表する大雨情報や土砂災害警戒情報をもとに、災害の発生のおそれのある場合には避難情報を早期に発令し、住民一人一人が避難行動をとる判断ができる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、指定された土砂災害警戒区域等につきましては、平成25年6月には土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の発生するおそれのある地域に全戸配布し、危険箇所の周知を行っているほか、県におきましても、こうした区域10カ所に今年度、指定区域看板を設置し、周知をしていただいているところでございます。なお、この指定区域看板につきましては、指定区域内に公共施設や住家等の保全対象施設がある区域を優先しまして順次設置し、全指定区域に設置すると伺っております。

いずれにしましても、どのようなときにどのような避難行動をとるべきかについては日ごろから周知徹底を図る取り組みが重要であることから、総合防災訓練や自治会長会等、機会があるたびに周知を図るとともに、防災行政無線や緊急速報メール等の伝達手段により、早期の情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

過去10年間の土砂災害発生件数というのは平均して1年間に約1,000件に上るということで、昨年は1年間で発生件数は941件でした。全ての都道府県で起きているという、それほど頻発をしているのがこの土砂災害ということでございます。

先ほどもお答えいただきましたように、ハザードマップにおいて土砂災害の危険区域の方たちにはしっかり周知徹底をしているとのことであります。また、土砂災害から身を守るポイント、3ポイントあるわけですが、そういったことも今後もしっかり徹底をしていっていただきたい、このように思います。先回の広島での災害に遭われた中に、インターネットで見たらどうも雨がすごいということで2階へ逃げ込んで助かったといった方もいますので、やはり自助・公助ということで、自分が自分の身を守るということが一番大切で、そういった意識をしっかりとその地域の人たちが常日ごろ持っていただくように、私たちは常日ごろからそういったことを徹底していかななくてはならないと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして2点目の、空き家対策についてお尋ねをいたします。

全国の空き家が820万戸に上り、総住宅戸数に占める割合が13.5%であります。過去最高となっ

たことが7月29日総務省の住宅・土地統計調査で明らかになりました。

岐阜県は15.2%と、全国平均を上回っています。ひとり暮らしの高齢者も過去最多を更新し552万世帯に上り、持ち家率が8割を超える団塊の世代もほとんどが65歳を超え、空き家予備軍が拡大をしております。総務省は、単身高齢者の住宅は住んでいる人が亡くなれば空き家になる可能性が高い、今後空き家の増加に拍車がかかる可能性が高いと分析をしています。

空き家は、人口減少や高齢化などにより、今後もふえる見通しであります。管理が不十分な空き家は、老朽化による倒壊を初め、ごみの不法投棄や放火などを招きかねず、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼします。多くの自治体が、独自に空き家対策条例をつくって対処しております。

本市において、空き家はどの程度ありますか。またその中で、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態等の空き家はありますか。また、今後どのようにそういった空き家に対して対処をされるのか、お聞かせください。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、空き家の現状についてお答えさせていただきます。

県内の空き家率は、平成25年度住宅・土地統計調査の速報集計で15.1%でございます。平成20年度と比べまして1ポイント増加し、引き続き増加傾向を示しております。

市内の空き家戸数は、平成25年度の集計結果が公表されておられませんので、平成20年度の調査結果から申し上げますと、全体で930戸でございます。空き家率は8.2%となっております。

空き家の区分といたしましては、別荘、セカンドハウスとなっている2次的住宅が60戸、賃貸のために空き家となっている賃貸用住宅が230戸、売却のために空き家となっている売却用住宅が80戸、長期不在で建てかえに伴う解体予定のその他の住宅が560戸でございますが、船渡議員が質問をされました細かい住宅の分類につきましては、本市においてはまだ調査を行っておりませんので、現在のところは不明でございます。議員の質問にありますように、保安上危険な状態、衛生上有害な状態、景観を損なう状態、周辺の生活環境の保全に不適切な状態の空き家等は「特定空き家等」や「危険空き家等」として区分され、それは「その他の住宅」の一部に含まれております。

現在は、本年7月に岐阜県において設立されました岐阜県空き家等対策協議会に参画しております。県や他市町と情報交換を行いながら、空き家等対策に係る対応指針及び危険空き家等対応マニュアルの策定を進めており、それにつきましては今年度中の策定予定となっております。

今後は、こういった指針やマニュアルを参考にしまして、市民が安心して暮らせるよう、また景観や環境衛生の向上を図るためにも、関係部局が一体となって具体的な施策を研究していきたいと考えております。また、居住可能な空き家につきましては、空き家バンク等による有効活用につき

ましても研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後、いろいろ対策を重ねていくということでありました。再質問で空き家バンクのこともお聞きしたいと思いましたが、そのことについても今回検討していくということで、やはり家を活用といたしますか、そういったことをしっかりしていくということが大事ではないかと思ひますし、田舎暮らしをするには絶対欠かせない地方の物件ということで、地方自治体が空き家情報を空き家バンクとして公開して、都会から過疎地とかそういったところへ若者を呼び寄せているといった実例もあります。そういう意味で、本巢市もそういったことにしっかり取り組んでいただけたら幸いかと思ひます。

続きまして3点目の、冬でも凍らないカーブミラーについてお尋ねをいたします。

冷え込みが強い朝、霜がおりた早朝、日中気温が上がり夜間の冷え込みが厳しいなど、冬はカーブミラーが曇ったり凍結をして白くなり、何も見えません。危険な思いをすることがあります。外気との急激な温度差がこのような状況を起こします。特に高齢ドライバーや、また運転になれないドライバーにはとても怖い状況であります。私も何度か冷やりとした経験があります。

そこで、長野県のある企業が開発をしました、エコでローコストな曇らないカーブミラーを紹介いたします。構造はシンプル、ミラーの裏に水袋と薄い熱緩衝シートがあり、水袋にはごく普通の水が入っています。外気の温度変化が水袋の水により熱伝導率がよいステンレス製のミラーに伝わり、結露しにくくなります。ステンレス製ミラーには温度の変化を速く伝える効果があります。

このカーブミラーはNHKでも紹介をされ、全国の市町村に導入が進んでいるところであります。また、海外にも進んでいるというふうに伺っています。

そこで、市民の安心・安全のために、曇らない、凍結しないカーブミラーを導入してはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、冬でも凍らないカーブミラーを活用した交通安全対策についてお答えさせていただきます。

凍結防止機能のあるカーブミラーにつきましては、冬季であっても凍結することがなく、視界が確保でき、安全性が高いということから、多くの鉄道事業者が取り入れています。このようなミラーは、電気を使わないものもあり、ランニングコストがかからず、また、一度設置すればメンテナ

ンスが不要なものでございます。しかし、こういった凍結防止機能のあるミラーは、価格が通常のミラーに比べまして1割ほど割高になっております。

市内では現在2,000基のカーブミラーが設置されており、また各自治会から交通安全施設の設置要望が多く寄せられております。そのような中で、割高なこのようなカーブミラーを多く設置することはちょっと難しい状況ではないかと思いますが、市内の数カ所に試験的に設置を行いまして、効果を検証した上で設置について検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

防曇ミラーという、ほかの方法のこういった曇らないミラーもあるわけですが、そういったミラーからしますと、このミラーは大変ローコストというふうになっております。危険なところに設置しているのがカーブミラーで、そのカーブミラーが見えないというのは全く危険ということになると思いますので、ぜひ検討していただいて、交通量の早朝激しいところとか、本当に見にくいところにまず設置をしていただきたい。このことを要望して、1点目の安全対策の質問は終わらせていただきます。

続きまして2点目の、高齢者ボランティアポイント制度の導入についてお尋ねをいたします。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっております。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取り組みが求められています。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいつくりや社会参加促進施策など介護予防につながる施策で、65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントの還元による実質的な保険料負担の軽減を目指しています。2007年9月に東京都の稲城市がこの制度を全国に先駆けてスタートしました。その後、各地に広がっています。

厚生労働省によると、地域支援事業の一つとしてポイント制度を活用したボランティア活動を実施している自治体は2012年4月現在で60に上りました。本市にも高齢者ボランティアポイント制度の導入ができませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者のボランティアにつきましては、高齢者がボランティア活動を行うことにより、地域とのつながりを持ち、社会参加するとともに、高齢者自身の健康増進と介護予防や生きがいづくりへとつながり、元気な高齢者が増加する効果が期待されるものです。このようなことから、高齢者のボランティア活動の支援は重要な取り組みであると考えております。

本市におきましては、ふれあいいきいきサロンや給食サービスなどにおいて多数の高齢者ボランティアの方々に活動していただき、介護保険制度の改正により、今後ますますその役割が重要となってくるものと考えられます。

高齢者ボランティアポイント制度につきましては、ボランティア活動に参加を希望される65歳以上の方に登録をしていただき、ボランティア研修、またボランティア手帳の交付を行い、地域でのボランティア活動の実績をポイントとして付与するものであり、現在、多数の高齢者ボランティアの方々に活動していただいている現状を踏まえ、社会福祉協議会など関係機関と協議をし、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

実は、2009年3月に同じボランティアのポイント制度の質問をさせていただきました。そのときは、広域でやることだからということと、そして今はほかの面で予防に努めていきたいという、そんな回答でした。そして最終的には今後の状況を見ていきたいということで、5年がたって、いろいろ状況も変わってきたというふうに思います。地域包括支援システムが今後できて、自分たちが地域のそういった介護制度をしっかりと守っていくんだという活動の中で、本当にこういう生きがいを持って高齢者の方がいくというのは大変大切なことではないかなというふうに思います。

そこで、いろいろ今もう既にやっているところの実例といいますか、声を少し紹介したいというふうに思います。これは横浜市でございしますが、66歳の女性は、活動を通して自分の生活に張り合いが生まれました、施設の皆さんの明るい顔を見るとこちらも元気になる笑顔で語っていました。ほかにも、仲間ができた、健康づくりにつながっているなどの声が聞かれます。また、施設側もボランティアを歓迎しています。そのボランティアと入所者が顔なじみになる上、スタッフに余裕が生まれるのでサービスの幅が広がり、助かると感謝をしていました。そして、活動によって社会に貢献できる喜びとともに、自身の介護予防や健康増進につながることから、同市の登録されている方は当初36人から212人に大幅にふえています。それからもう1つ最後に、ボランティアの方が来てくださるようになって施設が明るくなりました、食事の片づけを手伝ってくださったり、職員が介護業務に専念できるようになりましたと感謝の言葉を述べるなど、参加者に喜びが広がっている、そんな声が実際に導入しているところではあります。

今後、介護保険の保険料もだんだん高くなっていくという状況も考えられる中、ボランティアのポイントといっても年間わずか上限が5,000円ぐらいのことだと思いますが、その金額にかかわらず、本当に生きがいを持ってやっていけるという、そういった状況をつくり出していくのも一つの行政のあり方かなというふうに思いますので、ぜひとも早急に研究をしていただいて結果が出せますようお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をいたします。あの時計で10時40分から再開しますので、自席へお戻りください。

午前10時21分 休憩

---

午前10時41分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、6番 白井悦子君の発言を許します。

○6番（白井悦子君）

9月議会ともなりますと防災の質問が多く、ほかの議員とも重なるところが多くあります。それでも、それぞれ感ずるところが異なるものと思われまますので、私は私の質問に沿ってお願いしたいと思ひます。こうして、防災にしても繰り返し繰り返し検証することで心に刻まれるということを重視しまして、私の質問に入らせていただきます。

本年は、春先から梅雨にかけて雨量が大変少なかつたところ、7月の台風8号及び8月の台風11号と、続いての大雨で大変な被害をこうむりました。特に、広島での豪雨による崖崩れでは多くの命が奪われました。また、台風8号の際には、長野県で小さな中学生1人が土石流にのみ込まれて命を失いました。本当にこうした災害は、この時期にたくさんの命を奪ってしまいます。

こうした中、本市におきましても、本巢市根尾地区においては避難勧告、外山地区の避難準備情報が台風8号に当たって早く対応されて、行政の本当に早い措置が行われました。今回発生した台風8号並びに11号の対応につきましては、大変、市の皆様方は夜分遅くまで見守っていただいたことと思ひますが、先ほど御説明いただきましたのに少し省略してでも結構ですので、1番の質問といたしまして、この夏に発生した台風8号及び11号の市の対応についてお尋ねしたいと思ひます。総務部長さんをお願いいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、台風8号、11号の市の対応につきましては、先ほどから各議員さんへの答弁のとおりでございますが、特に台風8号におきましては、接近前からの豪雨に加えまして、台風の最接近時には災害発生が懸念される中、住民に対し注意喚起をするため、7月10日9時55分に避難準備情報を

発令するとともに、避難所を市内4カ所に開設いたしました。

また、同日15時45分には、県道255号線への土砂の流出による通行どめに伴いまして集落が孤立することに加え、台風の最接近に伴い豪雨が予測されることから、集落内の土砂災害の発生のおそれがあると判断いたしまして、根尾西小鹿以遠の5地区56世帯76人に対しまして避難指示を発令し、根尾文化センターの避難所に25名の方が避難されたという状況でございます。

なお、両台風に伴う被害は、道路の冠水や土砂の流出など発生しましたが、幸いに人的被害等大きな被害はございませんでした。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

台風の後、翌日の7月11日でしたが、6時半からNHKのほうでテレビの報道が行われました。また、最近といいますか、1月以上後、9月4日ですけれども、同じ内容に少しつけ加えて6時半からテレビで報道がありました。その内容は、やはり本巢市が早期の避難準備情報を出したということで、本当に大変細かい報道がされておりました。

その中で、根尾地区におきまして女性の自治会長さんが各班長さんへの伝達で避難をされたという、危険区域の皆さんの様子が話されておりました。特に私が感じましたのは、留守にして、日ごろ家にいるのはお年寄りと女性が主なところでございます。そういったところ、幸いにも女性の自治会長さんでありまして、その方が次々に伝達された。全て報道で映ったのは女性の方でした。本当に女性ってすごいパワーがあるなということを感じました。やはり留守を守る女性、特に山間地におきましてはそういう連携というのは大変強化されておまして、ありがたいことだと思ってテレビを見ておりました。

また、そのテレビの中で、市長さんのコメントがひときわ耳に残りました。7月11日にも市の職員の方が少し同じようなことを話されていたかと思いますが、9月4日の報道は私もすっかり初めから最後まで見ておりましたので、その一言が「空振りを恐れず」ということです。やはり早目早目ということは、結果的には「何だった」というようなことになるかもわかりませんが、本当にお年寄りとか子どもさんにとりましては早目のほうが時間が多いということで、実際に災害が発生した場合には本当にすばらしい対応だったということになると思います。今後、この本巢市の2回にわたる報道をたくさんの方が見ておられたと思います。災害のモデル市ということで、本当に多くの注目を浴びるんじゃないかと思っております。

そこで、そのときに私は、実際に台風のときは、これは大変な雨になるかなというふうには思っておりました。少し買い出しがありまして岐阜のほうへ向かっておりましたら、既にそのときは外山地域に対しての避難準備情報が行われておりました。それですぐにUターンして、うちのほうに戻りました。私たち議員の仕事はまず地域に目を配るということを私は思いまして、やはり雨のと

きですので、遠くへ行ったりするとまたどこかで自分自身もまた何かなるのかなというふうに思いましたので、とりあえずは地元をまず守ろうということで、歩いて各50軒ほどの家と危険箇所を見て回りました。写真にも大変なところはおさめておりますので、後日また災害の危険箇所ということでお願いしたいと思っておりますが、やはりそういう地域の皆さんがどれだけそれに対しての危険を感じているかということを実感しました。

その中で、外山地域のほうに、小学校が避難所になっておりましたが、私たちの地域で申し上げますと、そこに行くまで大変な河川がございます。その河川も、もはや既に大変な大水が流れておりました。それで、そこへ行くまでの間が大変危険な状況です。だから、地域地域で危機感を感じて、自分たちの地域に公民館なり学校なりあればそこへ集まるという、それぞれの住民の皆さんの周知ということが本当に今後必要になってくるのではないかと考えております。

そこで2番目の質問でございますが、各自治会への周知・伝達につきまして、この台風に当たってどのように行われたのか、質問したいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

それでは、台風8号及び台風11号接近時における各自治会への周知・伝達についてお答えいたします。

台風8号の接近時におきましては、市防災行政無線により情報伝達をさせていただきました。同日15時45分の避難指示発令時には、対象5地区に対しまして市防災行政無線による情報伝達をさせていただくとともに、広報車及び消防車両の巡回をさせていただきまして、対象5地区の自治会長にも電話をさせていただきまして、避難指示のほうをさせていただきました。また、この指示を受けまして、自治会長から各世帯に避難指示をしていただいた自治会もございました。このほか、避難準備情報と避難指示の発令につきましては、市ホームページへの掲載や、県を通じて公共情報コモンズでの情報発信、C C N e tでの映像による周知をさせていただきました。

台風11号の接近時には、国道157号の通行どめについて防災行政無線による情報伝達を行うとともに、該当地区の自治会長へ直接電話により状況の説明と、地区住民への情報伝達の依頼をさせていただいたほか、未帰宅者を確認するため各世帯に電話をさせていただいたとともに、避難先、文化センターでございますが、避難先の伝達をさせていただきました。

なお、災害発生危険性がある場合、避難情報として避難準備情報、避難勧告、避難指示を災害発生状況に応じて発令し、市防災行政無線での情報伝達や、携帯電話への緊急速報メールにより、情報提供を直接伝えることとしております。その他、ホームページの掲載とかC C N e tでの情報提供も行うこととしております。

いずれにしても、市民の生命を守るためには、早目の避難情報等の提供や周知が大変重要でございます。今後も、各種情報伝達手段を活用しまして、早期の情報提供や確実な伝達に努めてま

いりたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

実はその台風8号の際でしたけれども、私は、自分の地域をまず巡回するとともに、他の地区の自治会長さん3人の方にお電話をいたしました。1人の方は連絡できず、あと2軒につきましては、今、外にいるからどういう状況かわからないという回答でした。その地域は水がのったりして過去には大変な状況にあったところでありましたので、ぜひとも早くおうちに戻って皆さんに指示を与えてくださいというふうに私は伝えました。そしてもう1人の自治会長さんには、以前その地域は、私が小学校のころですけれども、大変な土石流がありまして、1軒丸ごと夜中に家がのみ込まれてしまいました。そして母親と小さな子どもが亡くなりました。私のたまたま同級生のおうちだったので、それは本当に忘れることのできない惨事でした。そういう地域にも電話をいたしました。その地域の方はやはりそのことをよく御存じで、すぐにそちらのあたりを巡回して、危ないからということで避難をさせたいんだけど、どうしようというようなことをおっしゃってみましたので、やはり避難は、今、外山小学校になっているから、そこまで行くのに大変だったら、地域の公民館にでも避難させてあげてくださいというふうに私は伝えました。その際、そのことを必ず行政の災害対策本部に伝達してくださいということを加えて申し上げました。幸い何も災害事故はなくてこの台風は過ぎていきましたけれども、本当に地域の中、住民、会長さんにおきましても、どの程度の危険度を周知されているかということは、本当にその辺の温度差があると思います。

そういうことも、過去の惨事、それから新しく町内会長さんになられてよくわからない方にとってもよくわかるような、そういう何か記したものを、その地域地域のさらにハザードマップにプラスして危険度をお知らせしてほしいなということそのとき思いました。岐阜県下では、まだハザードマップが未完成のところも8市町村ぐらいあると新聞には載っておりました。本巣市では既にハザードマップを配布済みではございますが、それを地域住民の皆さんがどれだけ周知しておられるかということが本当に問題だと思います。

そこで、今後の防災への強化対策につきまして質問したいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それではただいまの、今後の防災への強化対策についてお答えさせていただきます。

昨今は、全国各地で集中豪雨や、記録的な短時間での大雨による被害が発生して、人命にかかわる災害も発生しております。こうした自然災害に対しては、住民みずからの判断で避難行動をとる

ことが原則でございます。そのためには、ふだんからの備えが大切であると考えております。

また、行政といたしましては、先ほど議員さんにもお答えしましたように、避難勧告等の見直しや土砂災害対策の強化に加え、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に代表されます大規模災害に備えるため、避難所や備蓄品の整備、防災訓練の実施、他自治体や民間団体等との災害応援協定の締結等の防災体制の強化を図っているところでございます。

今後につきましては、住民の生命・身体を守るため、災害情報の早期提供や防災体制の強化に加えまして、住民の迅速な避難行動や、防災意識の高揚に資する啓発を継続して実施し、市民や地域の防災力の向上に努めていきたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当に、先ほども申し上げましたように、本巢市はすばらしい避難の体制をとられました。市長さん初め職員の皆様方には私も本当に心から感謝しております。テレビを見ながら、孫にも、あれは本巢市だよというふうに大きな声で言いました。そのくらいすばらしいなという今回の避難情報でございました。

特に山間部におきましては、谷川とか崖など大きな危険箇所があります。そして避難時における安全も確保した上で、一人一人が安全に心がけ、大切な命を守っていきたくと思います。やはり先ほども部長さんがおっしゃったように、一人一人が気をつけないと命を守れないということなので、そのためにも日ごろの災害への心構えを備えておきたいと思っておりますので、自治会を通して行政ででき得る周知をしっかりとしてほしいと思っております。

1番の質問については、これで終わります。

それでは、2つ目の質問に移ります。

市の各職場を回っておりますと、職員の皆さんは大変頑張っておられます。忙しい中、笑顔で応じていただいております。毎年数名の退職職員の方で、引き続きほかの職場に勤務されている方、またそうでない方がおられますが、本巢市におきましては職員定数を検討しながら、新規採用など職員の補充を考えておられる現状です。今まで十分な経験を積まれ、何かと御苦労された優秀な職員の方が多く定年を迎え、退職されるのを見ておりますと、まだまだ体力も十分あり、もったいないなというような気もいたします。日本人の平均寿命も、今では世界一と言われるほどになりました。60歳定年はちょっと早いかなということを感じております。

そこで、現在施行されております職員の再任用制度についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、退職職員の再任用の御質問で、職員の再任用制度について御質問がありましたので、お答え申し上げたいと思います。

ちょっと長くなりますけれども、制度を少し御説明を申し上げたいというふうに思っております。

再任用制度につきましては、平成12年の厚生年金保険法の改正によりまして、平成25年度に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられることに伴いまして、60歳で定年退職した職員について、いわゆる無収入の期間が発生をしないようにということで、雇用と年金の接続を図るという目的のため、そしてまた先ほど議員のお話もございましたように、退職者の長年培ったキャリアを有効に発揮できるようにしていこうということで定められた制度でございます。

本市におきましては、平成16年に再任用に関する条例と規則を策定しているところでございますけれども、平成25年3月に国家公務員の雇用と年金の接続について閣議決定がされたことによりまして、地方も実情に応じて必要な措置を講ずるよう国から要請があったということで、本巢市におきましても昨年度から、新たに本巢市職員の再任用に関する事務取扱要綱というものを策定いたしました。制度を活用できる環境を整えたところでもございます。

本市の再任用制度につきましては、定年退職となる年度の対象職員に対しまして、その年度の11月までに各それぞれの退職予定の方々の意向調査を実施いたしまして、その定年退職者のうち、再任用、引き続き勤めたいなという希望のある職員につきましては、再任用職員選考申込書というのを提出していただくことになっております。

選考の基準につきましては、申し込まれた方々の全員をどうのこうのじゃなくて、直前の勤務成績というのが良好で、かつ勤務意欲並びに採用を予定している職に必要な心身の状況、また職務遂行能力というものがあるかどうか、そういうものを総合的に判断して決定するというふうにいたしております。そういう基準に基づいて採用をすると決定された職員につきましては、翌年度の4月1日から1年間の任期で採用されるというような仕組みになっているのが、現在の職員における再任用制度の大まかな手続でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

先ほど市長さんから御説明いただきましたように、この再任用制度につきましては平成12年、たまたま私がまだ在籍中のときに、その再任用制度を整備した覚えがございます。それがようやくこの平成25年度ということで、本巢市においても取扱要綱が整備されたということで、大変ありがたいことだと思っております。

また、意向調査によりましてどのような結果になるかということとはわかりかねますが、少しでも

後輩の指導、メンテナンスも含めて、退職職員の皆様方は、給料は当然ダウンはいたしますが、本  
当に後輩のためにという気持ちで本巢市の行政を担ってほしいということを思っております。また、  
市におきましては、保育士という職務もなかなか応募の少ない中、ぜひとも市の保育発展、幼児の  
支援にもつながります。そういった制度を利用して、保育士の退職者の先生にもそのようなお気持  
ちを抱いていただければということをご心から願っております。

そこで、市としまして、特に再任用制度を活用するという状況についてはどのようにお考えにな  
っているかということで、市長さんにもう一度お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、制度はできておるんですけれども、その制度の運用に当たってどのような運用状  
況にするかという御質問でございますけれども、市といたしまして、この採用の職員をどうい  
うな形で任用するかということでございます。

これにつきましても制度の仕組みを少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、再任用  
職員の任用形態というのは、フルタイム、要するに我々通常の職員と同じように、朝8時半から5  
時15分までのフルタイムで働く職員と、また短時間ですね、今、日々雇用ですとか嘱託職員等々で  
やっておりますような、そういった短時間勤務職員、この2つの仕組みがとれるようになっており  
まして、ただそのときに、フルタイム職員、一般職員と同じようにフルタイムで勤務する職員につ  
きましては、いわゆる定年前の正規職員と同様に、恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の  
職員というふうに規定をされておまして、いわゆる職員定数にカウントされるということでもご  
ざいまして、それがそういうふうに残りますと、その分、定数全体の関係から新規採用職員の枠が  
減るということになります。

また、短時間勤務職員につきましては、それもまた同じように、嘱託員ですとか日々雇用の職員  
等と同じような勤務形態になりますので、そういった方々の臨時職員の数にも影響が出てくるとい  
うことで、この2つの、定数にはね返っても、それから定数にはね返らなくても、現在の職員、働  
いている方々の数に影響が出てくるということでもございます。

と同時に、フルタイムの定数にカウントされる職員につきましては、再任用職員というのは今ま  
でのポストから大幅にダウンして勤務をする形になりまして、今現在、例えば部長等の管理職でお  
った者が、基本的には課長さん以下の職務をやっていただくと。給料も7割以下に抑えられて、し  
かも勤務時間は同じようなということで、上下の関係が大きく逆転するということが、再任用され  
た職員がどこまで、今まで部長でおった者が急に今度は一職員として下になって働くということに  
なりますと、モチベーションがしっかり維持できるかどうかというような問題も出てまいります。

そういったことから、本巢市といたしましては、退職職員の再任用に当たりましては、こうい  
った定数にカウントされますフルタイム勤務職員での任用のほうは差し控えて、定数にカウントされ

る職員は引き続き今までと同じように新規採用職員、いわゆる職員適正化計画に基づく新しい採用職員のやり方で、そういうことを優先する形で職員の定数というのを賄っていきたいなというふうに考えております。

ただ、その場合に、先ほどちょっとお話もございました専門職ですね、保育士さん等の職務の方で引き続き同じような形で勤務ができるということであれば、もちろん給料とかポストは大きく変わりますけれども、そういうものもできるということであれば、どちらにしても本人の先ほど言いましたようにモチベーションをどこまで維持できるかという問題はありますけれども、そういうことができれば、考慮していかなければならないというふうに思っております。

一般的には退職職員の再任用は短時間勤務職員ということで、今やっております嘱託とか日々雇用職員と同じような形で勤務の中で採用をしていきたいなと。そういった中で、現在の嘱託員とか日々雇用職員の職場をどんどんと狭めるというんじゃなくて、できれば行政サービスの向上になればいいなというようなことを思っております。消費者相談ですとか、生活保護相談というような、専門的な知識を現職時代に培うわけですから、そういった知識を生かせるよう、いわゆる相談機能、そういった仕事を新たにやっていただくとか、もしくはまた、今現在、監査委員からも御指摘もされておりますように、年々と税の徴収実績が落ちてきているというようなこともございまして、そういった税のわかる方々に、いわゆる徴税、税金の徴収等々の業務をやっていただくということで、行政の効率化と、また住民へのサービスの向上というような形での仕組み、主体的にそういう部分で活用していけるような仕組みを考えていきたいなというふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

この再任用制度を国がこういうふうにつくったということの重みを本当に考えて、市の行政にも反映していただきたいと思えます。

今、市長さんからお話がございましたように、保育士とか、市行政への支援ということで、業務の相談の窓口にするというような、本当にそういうお考えを持っておられるということに心から敬意を表します。ぜひとも退職職員の皆さんにも、これは質問ではございませんが、本当に市の行政支援ということで、給料は少ないけれども、在職している職員の皆様の少しでも力になってやろうという、そんな奮起する方が、今後もそういう考えが皆さんにお持ちいただけるように私も願っています、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、7番 高田文一君の発言を許します。

○7番（高田文一君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいてお聞きをしていきたいと思えます。

しかしながら、先ほど来、既に3人の議員の方が防災のこと、あるいは災害のこと、減災のこと、それぞれお聞きになっていますが、私も通告をしておりますので、なるべく重複する質問は避けていきたいと思っておりますけれども、その辺は能力の問題になりますので、よろしく御答弁のほどお願いしたいと思います。

最初に大きな項目で、防災意識の高揚についてお聞きをしていきたいと思っております。

本当にことしはどうなってしまったのでしょうか。空が破れたのでしょうか、あちらこちらで。「天災は忘れたころにやってくる」という言葉をよく私ども小さいころから教えられ、言われてきたんですが、どうもそうじゃなくて、最近では「必ずやってくる」というふうに理解をしていかなないといけないようなことではないのでしょうか。先週もまだ、札幌といいますか北海道、あるいは東北の一部で大変な雨が降って、それぞれ災害が発生しています。こういうことを本当に、ここ3人の方もおっしゃっていますが、この夏はテレビ・新聞も本当に悲惨な状況を私ども茶の間に送り込んできています。それを見て3人の方も、もちろん市民の皆さんのいろんなお声やら、あるいは御自身の判断等々で御質問なさっていると思っておりますが、私もそれを黙って見ておられなかったんで、今回もあえて質問をさせていただきたくてございます。

その台風、地震、大雨、ゲリラ豪雨、さらに最近では申し上げましたように激しい雨、強烈な雨という表現で全国のあちらこちらで発生をしています。本当に、きのうは九州だったと思えばきょうはまた北海道とか、あるいは四国、山陰地方、近畿地方、高山、北陸、東京を含む関東、幸いにしてこの岐阜県は、幸いにしてです、よそと比べれば被害が少なかったと思っておりますけれども、これは本当にいつどこで起こるか分からないというのが昨今ではないのでしょうか。

そういう災害が起きるたびに、多くの犠牲者が出てしまったとか、命を守る過去の教訓が生かされていなかったんだらうかと、それぞれのお立場で声が聞かされています。この局地的な豪雨はどこで起こるか予測するのが難しい、先ほど来答弁もございましたように、私もそう思います。

ましてや避難指示の判断や伝達を完全にするということは、非常に困難を極めることだと思っております。だから、答弁にもございましたように、既にハザードマップが配布されています。でも、それはつくっただけという印象ではなく、御質問がございましたように、さらにその周知の方法をいろいろこれから私どもも行政も考えていかなくてはいけないことではないかと思っております。そういう意味で、臼井議員ではございませんが、すばらしい評価を、市長さんの顔がテレビで映ったんで余計評価されたんじゃないかと思っておりますけれども、先手先手のやっぱり情報発信、そして危険を知らせるといふことと、市民の皆さんは逆に危険を知るといふ努力が命を守る第一歩ではないのでしょうか。

そこで最初にお聞きをするんですが、過去の教訓を、あるいは先人の一部お知恵もあるかもしれませんが、小冊子にしてはどうかということでございます。もちろん職員の現地研修の皆さんの復命なども貴重な資料ではないかと思っておりますが、そういうのを含めて小冊子をつくってはどうかというふうに思っています。

それで、例は広島の場合になってしまうわけでございますけれども、あの災害は本当に多くの犠牲

者が出てしまいました。この貴重でとうとい実態は、私たちに多くの教訓を与えたと思います。それぞれの立場で、市の職員とか警察署、消防、または自衛隊員の皆さんの声、そして一番私もテレビや新聞を見ていて胸にきたのは犠牲者の方の、あるいは関連した家族の皆さんの生の声を聞いたことが非常に印象に残っています。ですから、そういう生の声や、現場の声や関係者の声を聴取して、記録をつくってまとめて手づくりのマニフェスト、手引書をつくってはどうかと思っております。

そういうことを思っていますが、決して、手づくりと言っていますので、小冊子を業者へ委託して立派なものをつくるんじゃなくて、市民の皆さんが広げて見たときに、ああ、そうなんだ、そうだったんだ、気をつけようとか、そういうことをわかりやすくつくった小冊子でいいと思うんですが、そんなことを私は質問したいと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

過去の教訓の小冊子化についてお答えを申し上げます。

昨年度と今年度と、台風や集中豪雨、ゲリラ豪雨と言われる記録的な短時間での大雨により、全国各地で大きな被害が発生しております。本市におきましては幸いにも被害は発生しておりませんが、7月には台風8号により避難情報の発令を行うような災害が発生いたしました。

実際に災害を経験した広島市などの自治体や住民の方から生の声を聞きますことは、今後の本市の災害対応に当たっての参考になるものと考えております。しかしながら、各関係者の生の声を聞きまして手づくりのマニュアルをつくるということは大変時間を要することと思いますし、また広島市と本巢市の地理的環境も異なるものと考えております。

ことし7月の台風8号では、災害対策本部を立ち上げまして避難所も開設した中で、各部局や市民の方からいろんなたくさんの御意見や問題点を伺っております。今後、その問題点等を関係する所属で協議いたしまして、本巢市に合いましたマニュアルの見直しを行いたいと考えております。

また、職員の現地研修の実施につきましても、やはり現地に行ってみることは災害に関する知識を深めるにはよいことだと考えておりますし、また被災地や防災対策の先進地への職員研修についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今の答弁の中で、マニュアルを見直したいということと、職員の現地研修も計画したいということでございますので、本当にこの2つだけでもいろいろ考えていただければ貴重な手引書ができる

んではないかと思うんですが、特に広報の8月号、9月号に今回防災を取り上げられておりますが、この9月号の中にも、過去の災害の教えてくれた防災の大切さ、それぞれを今後生かしていきたいというふうにも書いていらっしゃる。そういうことも含めて、本当に貴重な生の声が今はいっぱいあると思います。材料はいっぱいあると思うんですが、そういうことをつくって、後ほども関連してお話するかもしれませんが、自主防災組織の皆さんの参考書にしたり、もちろん行政の皆さんは能力や知識がおありでしょうけれども、大事なことは、市民の皆さんに災害の実態というものを知らせていくというのが一番大事ではないかと思うんですね。鉄は熱いうちに打てではございませんけれども、そういうことも、マニュアルを見直したい、さらに現地研修も計画したい、そして広報紙にも過去の災害の教えを防災に今後大切にしたいというふうにおっしゃっているし、書いていらっしゃるんですが、つくっていただけるようなお考えをもう一度お聞きします。

○議長（若原敏郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

小冊子の件でございますが、広島市につきましても、いずれは生の声とかそういうのをまとめられると思いますので、そういった声を広報などの特集号に入れていったりとか、先ほど臼井議員の意見にもございましたように、本巢市としての過去の災害の経験とか、そういうのも特集号に含めるとか、そういった方法で市民へのみずから守るという意識づけを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございます。前へ前へと、最終的には市民の皆さんの生命・財産を第一にするということ念頭に置いていただきながら、進めていただきたいというふうに思っております。

2つ目でございますが、これも3人の方が関連性の質問をされておりますけれども、ハザードマップの周知と、それから危険箇所があると思います。その危険箇所の点検と、さらにそこが危険だということがより詳しくわかるようなことがあれば、当然その地域の人たちに報告をしていただきたいというふうに思っているんですが、そのことについてお聞きをしたいと思います。

ハザードマップ、各家庭にお配りをいただいたハザードマップでございますけれども、これは本巢地域全体でイエローゾーンでございます土砂災害警戒区域が348カ所、レッドゾーン、土砂災害特別警戒区域311カ所、こんなにきれいに図示していただいて、それぞれ各家庭へ配布していただいています。ぜひ、さらなるこのハザードマップの利用につきまして周知と、それから、ここがこんなに危険だということをもう少しわかりやすく、専門的な機関が幾らでもあると思いますが、調べていただいて、もちろん点検もしないといけないんですが、点検し報告していただけるお考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

ハザードマップの周知と危険箇所の点検・報告についてお答えさせていただきます。

平成25年6月に配布しました土砂災害ハザードマップにつきましては、土砂災害により人命や財産に被害を及ぼす可能性のある地域として指定する土砂災害警戒区域を周知するために、本巢地域と根尾地域に配布したものでございます。昨年度8月の市の総合防災訓練におきましては、メイン会場となりました根尾地域で実施した図上訓練を通して、ハザードマップの重要性や使用方法について啓発を図っております。今後も広報紙やホームページ、また防災訓練や出前講座等を通してさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害防止法に基づき、岐阜県において区域指定のための調査を実施して、地元説明会後に指定されるものでございます。現在、本市において未指定となっている箇所は根尾黒津地内の1カ所だけでございますが、今年度内に指定される見込みとなっております。本巢地域の危険箇所は全て指定済みとなっております。

なお、土砂災害警戒区域等の点検につきましては、ハザードマップに基づきまして、自主防災組織等で情報を共有していただき、警戒区域を認識していただくとともに、あわせて現地確認による点検をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

広報紙等、あるいは出前等々でお知らせするというので、これはもちろんそうだと思いますし、そのことを受けたそれぞれの自主防災組織も、それで周知も一つの方法だと思いますし、1つは、今最後のほうにおっしゃった、危険箇所の確認をそれぞれ自主防災組織でお願いしたいというふうなことをおっしゃったと思うんですね。

先ほども言っていますように、危険箇所は、例えばそこが勾配なのか、地層なのか、地質なのか、いろんなことが専門的な立場で、これは岐阜県が調査したんですよね、調査されたときにそのくらいの中身が多分あるのではないかというふうに私は思うんです。そういう内容を含めて、さらに教えてくださることが立場じゃないかと思うんですね。

このハザードマップの裏を見ますと、「しまししょう」「しまししょう」なんですよ。例えば土砂災害の前兆現象に注意しまししょう、避難を皆さん、しまししょう、しまししょう、しまししょうと。市民の皆さんに「しまししょう」「しまししょう」とおっしゃっていただいているのは、非常に優しい、いい言葉ですけども、中を見ると、えっ、どうかなと。例えば崖崩れ、土石流、地すべり、それぞれ兆候を書いてございますけれども、こういうことを本当に、どこに、どの地区に、今どんな状態だ

ということを今回は示していただくことが、非常にこれからの防災・減災の役に立つのではないかなと思うんですね。ここの隅っこにハザードマップの連絡先と書いてある、ちゃんと。本庁はどどこ、支所はどこと。ですから、このハザードマップは行政としてもしっかり責任があるハザードマップだと思うわけですね。

そういうことも含めまして、くどいようですが、例えば根尾のほうへ行くと石灰岩の層がたしかあるはずですが。このトンネル付近は珪石の層が多分あると思いますが、専門家じゃないんですけども、それで、これも広島のを挙げるといけませんけれども、広島では花崗岩が風化をしてマサ土が広がっているということだそうですね。マサ土というのは水を含むと流れるという性格がある。だから、そういうことをやっぱりどんどん調べてもらって、地質調査所かなんか専門機関があるのではないかなと思いますけど、とりあえず調べていただいて、中身がわかれば自主防災組織の皆さんのところへも少し情報提供していただければいいかなと思っておるんですが、その辺のお考えがあればお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（若原敏郎君）**

総務部長 神谷義幸君。

**○総務部長（神谷義幸君）**

先ほど言われましたとおり、県において地元説明をして指定されるということでございますので、その中身につきまして市としてまだ詳細にわかっている状況ではございませんので、県と連携を図りながら、またそういった情報につきましても自主防災組織へ流していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

高田文一君。

**○7番（高田文一君）**

ひとつよろしくお願いします。

最後、3つ目でございますけれども、情報を早くキャッチし、判断し、知らせる実践的な方法、これは先ほど来、今回の台風の取り組みについてる御質問もございましたし、答弁もございましたので、深くは御質問いたしません、いわゆるそういう情報提供を市民は知るわけでございます、その知ることの大事なことは、まず知らせる。それは迅速な判断で知らせるということで、既に本当に、いろんな課題も含めまして、今回のある地区の取り組みはいいケースではないかと思えます。ですから、そんなケースを今後も大事にさせていただいて、そのことをどんどんまた膨らめて、大事なことは市民の皆さんにも話していただきたいと思うんですが、3つ目の、そういう情報を早くキャッチして、判断し、知らせる実践的な方法についてお伺いいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

情報を早くキャッチして、判断し、知らせる実践的な方法についてお答えさせていただきます。

議員からもお話がありましたように、局地的な大雨や短時間での豪雨は大変予測が難しい、そしてこのような場合の避難情報等の発令は難しいと考えております。しかし、気象庁では高解像度降水ナウキャストというものをことし8月から公開しておりまして、急な大雨の動向等を以前よりも詳細に知ることができるようになっております。また、岐阜県におきましては「ぎふ川と道のアラームメール」という、気象警報や土砂災害警戒情報を携帯電話のメールで受けることが可能な登録制のメール配信サービスを行っており、発表時にその情報を得ることができます。これらの詳細な情報提供を受けることによって、早目の避難等呼びかけるために、情報をできる限り分析を行いながら、必要な判断を行えるように努めてまいりたいと考えております。

また、市民の方におかれましても、行政からの情報を待つばかりではなくて、みずからも情報を収集する意識や、自助・共助の意識を持っていただけるよう啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

今御答弁いただいたことについて、さらに進めていっていただきたいと思います。1番の項目については、くどいようですが、3人の方が既にされておりますので、これ以上の質問は終わりたいと思います。

2つ目の、教育委員会の新制度についてお伺いをしたいと思います。

このことは情報を得ましてお聞きするんですが、そこに改正教育行政法というふうに書きましたのは、御存じのように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ということでございます。御理解いただいていると思いますが、そのときに、その中身については7月ごろ各都道府県へ通知を出すというふうには報じられていました。その通知文書というのは平成26年7月17日付で文科省より各都道府県へ通知をされた内容というふうには私は理解して、今回お聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

来年4月から教育委員会制度を見直し、市長（首長）の教育へのかかわりを強めた改正地方教育行政法が6月に国会で成立いたしました。市長は、教育委員長と現在の教育長を一本化した新教育長を任命し、教育行政に直接関与することになり、教育の政治的中立や安定・継続性が損なわれないかと危惧をされていますが、この新しい制度をどう活用するかは各自治体の力量によって差異があるわけですが、教育委員会が開く会議とは別に、今回の制度の改正の中では、市長は総合教育会議を招集することができるというふうになっておりまして、余り詳しいこともわかりませんが、私なりに調べてみましたら、もともと教育委員会制度の見直しのきっかけは、2011年（平成23年）に当時起きました、大問題になりました大津市のいじめ自殺事件というふう

報じられています。当時、教育委員会は、いじめがあったことをうかがわせる生徒のアンケートの結果など、不都合な情報を隠したと批判的になりました。これは新聞紙上でもテレビでもやっておりました。その教委の会議の形骸化が問題になって、今回の改正がなされたというふうに報道されています。

改革の主な趣旨は、先ほども述べましたように、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、あるいは迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図るとともに、地方に対する国の関与も云々というふうに書いてございまして、1つは、総合教育会議の設置、そして教育行政の明確化、新教育長が設置をされまして任期は3年というふうに書いてございますが、そういうことがこの改正の大きな内容ではないかというふうに思っています。

そこでお聞きをするんですが、総合教育会議の内容と、危惧されております教育の中立性についてのお考えを教育長にお尋ねいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

ただいま総合教育会議の内容と教育の中立性ということで御質問をいただきました。

まず総合教育会議の内容についてお答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま議員よりお話のございました新しい教育委員会制度、これを規定しました地教行法の一部を改正する法律でございますけれども、これが来年4月より施行されることになりました。本市でも、市長と教育委員会が本巢市の教育につきまして協議・調整する場としての総合教育会議を設置することになるわけでございます。

その教育会議の内容についてでございますけれども、大きく3つございます。1つは市の大綱の策定、1つは教育の条件整備、そしてもうあと3つ目の1つは緊急事案への対応、この3点でございます。

1つ目の市の大綱の策定についてでございますけれども、これまでも市の実情に合った本巢市の教育計画、これを策定してきておりまして、市長とも方向を確認し合って取り組んでまいりましたけれども、今後もより一層、安全・安心な学校づくり、そして子どもに力をつける教育の計画が推進できるよう協議を図ってまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

2つ目の教育の条件整備についてでございますけれども、これにつきましても、これまでも市長の理解、そして市長の強力な支援のもとに、北部の学校における複式解消のための教員の配置、学力向上、そして配慮を必要とする子どもたちのための支援員の配置、学校校舎の耐震化やエアコンの設置といいますように、教育環境の整備に当たってまいったわけでございますけれども、今後もさらに本巢市の教育を推進するために、必要となる条件整備、財源の確保につきまして協議・調整を図ってまいりたいと思っております。

3つ目の子どもの命の保護など緊急事案の対応につきましては、先ほどもお話がございました、

大津市のいじめによる子どもの自殺に端を発しました今回の法改正でございますので、こういうことを重く受けとめまして、重大事案につきましては、これまでの学校と教育委員会だけの対応ではなくて、市長との連携をも密にし、市全体として迅速かつ適正に対応できる危機管理体制づくりを進めてまいりたいでございます。

続きまして2つ目の、教育の中立性についてお答えをさせていただこうと思います。

今回のこの制度改正によりまして、首長が直接教育長を任免、そして罷免できるようになったこと及びこれまでの教育長と教育委員長が一本化されることなど、教育の中立性に影響を受けやすいのではないかと御心配でございますけれども、新教育委員会制度におきましても、これまでどおり委員の合議制によります教育委員会が維持されることや、首長との協議・調整の会は設置されるわけでございますけれども、最終的な教育行政の執行権は教育委員会にあることは変わっておらず、教育の中立性については最大限の努力を教育長として配慮していくつもりでございますし、していかなばならないと思っているところでございます。

いずれにしましても、教育は長きにわたる計画的な人材育成の営みでございます。新しい制度の中での教育長としての役割と責任を、教育長を拝命しております私自身がしっかりと認識し、本市の教育がゆがむことがないように、さらに首長と教育委員会が連携を密にし、あすを担う本巢市の子どもたちの育成を目指した教育行政が進められるよう研さんを積んでまいりたい、そんなふうにご覧いただいておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

答弁ありがとうございました。

今までと変わらない、さらに充実をしていくというふうに理解をしたんですが、いわゆる首長、市長と教育委員会が十分に意思疎通を図りながら、さらなる教育関係の課題を共有して、そして本巢市教育委員会、あるいは教育行政・方針に努めていきたいというふうに理解をしております。

1つだけ、総合教育会議の会議の公開についてお伺いするんですが、会議の公開はどのようにこの制度ではうたっているのでしょうか。もちろん個人的な秘密の問題についてはできないというのは承知しておりますが、どの程度を制度としては考えておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

ただいま教育総合会議の公開ということで御質問いただいたわけでございますけれども、この教育総合会議でございますが、原則として公開ということになっているわけでございますが、また、その会議そのものの公開とあわせて、そこでの内容等につきましてはホームページ等での公開を行ってまいりたいと思っております。以上です。

[7番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

公開については、御答弁いただきましてありがとうございました。

さらに、中立性の考えにつきましては、力強く教育長が御判断をいただきました。すなわち制度は変わっても、変わってはいけない市の教育方針であったり、教育行政であると思います。教育長さんがおっしゃいましたように、役割と責任を果たしていくということと、もちろんその中には、次代を担う本巢市の子どもたちの将来についてさらなる御尽力をいただくとの大変力強い御決意をいただきました。まさにそのとおりだと思っておりますので、今後ともよろしく御尽力のほどお願いして、1点目につきましては終わりたいと思います。

2点目でございますけれども、それじゃあその教育制度、新しい制度について、学校現場へ今おっしゃったような考え方、方針をどのように伝えていかれるのか、通知をするのか、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

学校現場へどのように周知ということでございますけれども、今回の教育委員会の制度改正、このことによりまして直接学校現場に影響を与える変更はございません。特別に学校に対し、新しい教育委員会制度に対する市の方針を周知することについては、現在のところ考えてはいないわけでございます。

しかしながら、先ほどもお話ございましたように、発端が大津市のいじめによる子どもの自殺に端を発した今回の教育委員会制度改革ということでございますので、この経緯や変更の内容につきましては、教育現場で実践に当たっていただいている先生方にもこれまでも注意して見守ってきていただいた内容でもございますので、来年度の施行を前に、先ほど申し上げました教育総合会議の内容や新教育長としての構え、そして何よりも学校、教育委員会、そして市長が緊密に連携をとりながら、今後なお一層本巢市の教育を充実させることができるよう、毎月行っております教育委員会と校長会、そして教育委員会と教頭会、そういう機会を通しまして学校の先生方に理解をしていただけるよう説明してまいりたい、そういうふうと考えているところでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

特別に改まって周知をすることはないけれども、今まで大事にしてきている校長会、あるいは教頭会を通していきたいというふうにおっしゃっていただいております。きちんと教育行政が長い間培われておりますし、今後も続けていかれるのではないかと思います。私の乏しい経験なんですが、教育委員会と教育現場で憂慮することも少々あったことを覚えているんですが、その校長会、教頭会、これは小学校、中学校、それから幼稚園があるわけなんですが、どんな形式・内容で今進められているか、また今後も進められることだと思いますが、現状の会議の内容についてちょっと簡単にお知らせいただきたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

そうしましたら、最初に申し上げました校長会の内容についてお話をさせていただくわけですが、毎月、本巢市の教育につきまして、教育委員会、そして各学校、共通認識を持って子どもたちの教育に当たっていかうという思いを込めまして毎月行われているこの会でございますけれども、参加者は、今先生のほうからお話がございましたように、幼稚園の園長先生方、さらに小学校、そして中学校の校長先生方、一堂に集まってお話をいただきまして、本巢市の教育のあり方、そして現状報告、さらには今月の課題等についてみんなで共通認識を持つ会、そういうことで現在までも進めているところでございますし、今後もさらに進めていく予定でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。本当に教育長の役割と責任ということ、本当にさらに認識を深められて、これから進めていただけるという強い決心と考え方をいただきました。御答弁ありがとうございました。

それでは、この件につきましては終わりたいと思いますが、3つ目の旧本巢地域保育園跡地の利用計画についてお聞きをしていきたいと思っております。

この旧本巢保育園と旧本巢西保育園の跡地につきましては、今まで質問させていただきながら、その計画についても的確にきちんと答弁をいただいております。いよいよ今年度は取り壊してその後の計画が進められていくわけですが、その進め方、ワークショップの手法を、私、昨年、大塚古墳の公園整備についてワークショップをやられたときの資料をちょっといただいて、なかなか市民の皆さん、地域の皆さんの声を聞きながら計画を進めていらっしゃるということを知ったわけですし、さらに今年度、第2次の総合計画の策定も市民のワークショップを起こしてやりたいというふうに計画の中でおっしゃっていますので、ぜひこの問題についてワークショップを設置して進めていくというお考えがあるのか、お聞かせ願いたい

と思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、旧本巣保育園と旧本巣西保育園の2つの施設の跡地利用計画に係るワークショップ設置の考え方についてお答えをさせていただきます。

市といたしましては、昨年度の高田議員からの御質問の際にお答えをいたしましたとおり、既存の擁壁やフェンスといった管理上必要な工作物など、再利用可能なものはある程度残した上で園舎を解体し、当面は広場として地域で活用していただけるよう、現在、取り壊しを行う健康福祉部も含めまして整備の計画を進めておるところでございます。

この解体工事につきましては、当面広場として活用していただけるよう、解体のほかに最低限の設備設置等も行うこととして、地域の方々の御意見をお聞きしながら進めておるところでございます。今年度中に整備を終える予定となっております。来年度以降は、地域の方々に広場として御利用いただきながら、将来の公園化に向けた意見等を集約していただき、最終的には議員も御提案のとおり、市民協働指針に沿う形で地域の方々の意向を反映するため、住民ワークショップを開催し、公園化を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。ワークショップを設置しながら進めていただけるということでございます。過去にも御質問していますように、この両施設の跡地については、地域の多くの方の要望もあり、あるいは市長さんに直接にも意見を持っていかれたというふう聞いております。この保育園はどうしても地域の皆さんのたくさんの思い出があるところでございますので、ぜひそういう地域の皆さんの御意見を大事にさせていただきながら、今後進めていっていただきたいと思っています。ありがとうございました。

それじゃあ2つ目でございますけれども、この跡地の方向性、方向性についても、今、ワークショップを設置しながら進めていっていただけるということでございますし、少し考え方もいただいておりますが、改めて今のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

旧本巣保育園と旧本巣西保育園の2つの施設の跡地の方向性についてお答えをさせていただきます

す。

この2つの施設の跡地利用につきましては、それぞれの自治会からの御要望や高田議員からの御提案等も含めまして、従来から公園化に向け多くの御要望をいただいております。先ほどもお話しさせていただきましたとおり、現在、健康福祉部とともに当面の広場としての利用をしていただけるよう計画を進めておりまして、先日、それぞれの自治会と現地確認をした際にも、将来的な公園化に向けた整備について改めて前向きに御要望をいただいております。

来年度以降は、広場として地域の方々に開放させていただき、将来的には公園化に向けた住民ワークショップの開催などを計画しておりまして、その際には、地域の方々と協働での公園の整備や管理についても議論をさせていただけたらと考えております。

市といたしましては、地域の方々の管理面の協力をいただきながら、経費を極力抑えることにも努め、できる限り御要望に沿うような形で、今後、必要に応じて遊具、トイレ、あずまやなどの施設整備も含めた公園化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございます。明確に方向性を示していただきまして、ありがとうございます。

1つは、やっぱりこういうワークショップの手法は、本巢市が出しております、市民協働の指針というのがかつて出されておりますけれども、こういう手法がこの協働指針にやっぱりのっていく一つの基本的な考え方ではないかというふうに思っています。そして、一方的に行政がやるのではなくて、市民の皆さんも協力するというのは事実ございまして、例えばそういう施設を考えておられれば、私たちも、極端に申し上げますと、便所ができれば便所掃除もしてもいいよ、草取りもしてもいいよという有志の方もお見えでございますので、そんな話もワークショップの中で出てくると思いますが、ぜひいい方向性を進めていただきたいと思いますけれども、ワークショップはあくまでも進めるということですが、ワークショップはいつごろを考えておられるか、もしわかっておったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

明確にいつという決めは今いたしておりませんが、先日、自治会長さんにもお立ち会いをいただいて、そのような御質問を受けた中でお答えさせていただいておりますことにつきましては、まず広場として御使用いただいた中でいろんな御意見をいただく上で、二、三年はこのまま広場として御利用いただいて、その間にもワークショップを開催、来年、再来年になるかもしれませんけれども、その中でワークショップも開催しながらというような考え方をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。本当に方向性を聞かせていただきましてありがとうございます。3番につきましては以上で質問を終わらせていただきます。

最後でございますけれども、職員のメンタルヘルス対策についてお聞きをしたいと思います。

この件につきましては過去にも質問しておって、その後、いろんな情報を聞くところによりますと、心の病を持っておられる職員も見えるということがございますのでお聞きをするんですが、先日の報道によりますと、心の病の職場のいじめが目立っているということが出ていました。労災を申請する方が非常に多くなってきているというのも書いてございました。仕事で鬱病などの精神疾患にかかる人が非常に多くなってきた。原因は、1つはパワハラを含む嫌がらせ、いじめだそうです、一番多いのは。次にセクハラ、上司とのトラブルという順で、非常に全国的にもそういう心の病を持った人が多くおられるようでございます。

お聞きをするんですが、本市において鬱病などメンタルヘルス上の不調を訴える職員が増加している、この増加しているというのは、25年3月に私が市長にお聞きしたときに、心の病で休暇をとっている職員が年々多くなってきている、あるいは職場を離れていく職員も多いというふうにお聞きをしておりましたので、そういうことで増加があるようでございますが、その職員が心の病に陥らないような予防的知識の習得や理解について、これも前回お聞きしましたら、事細かく対策、あるいは研修等についてお聞きをしたんですが、さらに現在どのような具体的な取り組みをされているのか。

1つは、心の悩みを抱えている職員の相談体制について、まずお聞きをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、心の悩みを抱える職員の相談体制につきましてお答えをさせていただきます。

近年、我が国の社会情勢は急激に変化し、同時に公務員制度改革、行財政改革など地方分権の進展に伴い人員が大幅に減少する中、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確な対応が求められ、地方公務員の役割や責務が増大しておりますことから、メンタルヘルスの状況がより深刻化していると言われております。本市におきましても、毎年、数名の職員が心の病による病気休暇・休職を余儀なくされている状況でございます。

こうした心の病につきましては、早期発見・早期治療が何よりも重要であると言われております。そのためには、まず職場の中における相談しやすい環境づくりが重要でありますと同時に、上司で

ある管理職員を初め、一緒に仕事をしている職員同士のお互いの目配り、気配りがより重要であると考えております。こうした職場内での相談体制の充実とともに、本市では労働安全衛生法により設置しております衛生委員会におきまして、市独自の「予防から職場復帰までの対応マニュアル」を作成いたしまして、未病の段階から衛生委員会の委員であります産業医や保健師などによる専門的な心身のケアが行えるよう、職員からの相談体制を整備し、対応しているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

いろいろ対策をとっていただいておりますが、1点、具体的にお聞きをするんですけども、産業医や保健師等の相談を続けているし、相談していききたいということですが、実際、保健師等の相談というのはあるんですか。一方的に保健師さんが指導に入るのか、そういう職員の皆さんがみずから相談をかけていくのか、どちらでもいいんですが、事例はございますかお聞きします。

○議長（若原敏郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

職員からの相談というと、正直言いまして非常に少ないであろうというふうに思っております。特にこの相談体制の中で私ども取り組んでおりますのは、市の健康診断の事後指導の場がございます。そういった事後指導の場におきまして、精神的な悩みを抱えている職員がいるのかどうかというのも含めまして、こういった保健師のメンタル的な指導の場というふうに捉えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

わかりました。

それじゃあ、全庁的にはどんな対策をしておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（若原敏郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

職員のメンタルヘルスにおける全庁的な対策につきましてお答えをいたします。

心の病につきましては、先ほどの答弁でもお答えをいたしましたように、まずは本人がこれに気

づき、自発的に周りに相談することとあわせまして、日ごろ一緒に仕事をしている周りの仲間がいち早く気づき、対応することが大変重要なこととございます。こうしたことから、特に月に2回開催しております庁内会議におきまして、毎回のよう、心の病に対する未病段階での目配り、気配りによる早期発見と早期対応の重要性を共有するとともに、徹底をしているところでございます。

さらには、メンタルヘルスに対する正しい知識を身につけるとともに、それぞれの立場でより適切に対応ができるように、岐阜県市町村研修センターが実施するメンタルヘルスセミナーへの参加や、全職員を対象に、心の病についての理解や予防的な知識の習得を目的といたしましたメンタルヘルス研修を実施したところでもございます。

また、平成23年4月には、本巣市職員の仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの推進についてを定め、健康で豊かな生活を送るための時間の確保に取り組むとともに、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の計画的な取得促進など、職員の心身の健康を維持できる職場づくりを進めるため、ノー残業デーの実施や連続休暇の取得など、全庁的にワークライフバランスの推進に取り組んでおります。

こうした取り組みに加えまして、人事異動の基礎資料とするために行っております職員自己申告書におきましては、職員の勤務状況や職場内での状況、さらには本人の健康状態を記入する欄を設け、心の病の早期発見につなげるよう努めているところでございます。

また、職員が心の病を発症したか否かにかかわらず、悩みを抱えているような場合には、その原因がどこにあるのか、また何が原因なのかよく調査・確認の上、原因が職場の中にあるのであれば、職場の管理職員とよく調整の上、職務遂行上における配慮を行うとともに、しかるべき時期の異動や勤務地の変更などにより対応している現状でございます。そうしたことも一助となりまして、全てではございませんが、多くの職員が職場復帰し、また今までと同様に頑張っており、職務に当たっているところでございます。

しかし、その原因が職場ではなく、職員自身の家庭内のことでありますとか、交友関係などによる場合には、なかなか難しい問題でございますが、職場内で相談に応じることに加えまして、専門の医療機関への受診勧奨でありますとか、市町村職員共済組合が行っております24時間電話健康相談窓口への相談を進めるなどの対応を行っているところでございます。

また、休暇・休職をしている職員が職場に復帰する場合の対応といたしましては、主治医の判断のもと、当該職員、所属長、衛生委員会の委員らによりリハビリ出勤実施計画を作成いたしまして、円滑な職場復帰ができるよう復帰に向けたサポートに努めているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。本当に真剣にいろんなことを想定しながら、あるいは実施しながらこ

のことに取り組んでいただいております。ありがとうございます。

先ほども言いましたように、いろんな会社や職場、全国でもメンタルヘルスについては重要な課題だと思いますし、本市でも重要な課題だと思っています。ましてや長期の病気休暇者があれば、そのことだけでも職場で大きなイメージになるのではないかというふうに思っています。答弁にもございましたように、どうぞ日ごろから職場全体のメンタルヘルスの向上に取り組み、危険なシグナルが出ましたら早目にキャッチをしていただいで必要な対処をお願いしたいと思います。どうぞ風通しのよい職場づくり、そして市民から信頼される職員の育成にますます御尽力いただきますようお願いして、質問を終わりたいと思います。

本日は、4項目について、本当に的確なる御答弁をいただきましてありがとうございます。私高田の質問はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（若原敏郎君）**

ここで暫時休憩とします。午後は1時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後0時14分 休憩

---

午後1時31分 再開

**○議長（若原敏郎君）**

再開します。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

**○8番（高橋勝美君）**

議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、小・中学校へのエアコンの設置に係る維持管理についてでございますが、特に本巢市は近隣市町に先駆けてエアコンの設置をいただきまして、大変ありがとうございました。これは文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルの学校環境衛生基準に沿って検査項目及び基準値の設定をされていると思いますが、維持基準をどのようにするのかとか、また管理のメンテナンスにどのような予定がされるかということと、今年度、補正予算で32万1,000円で測定用備品費を計上されていますが、これはどのように使用されて、また具体的な検査等についても、検査を行われるかということ、規則ができておるといいますから、そういうものに対して一度教えていただきたいと思っております。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

小・中学校のエアコン設置に係る使用基準はできているかの御質問にお答えさせていただきます。市内小・中学校教室へのエアコンの設置につきましては、8月末で完了し、市内全ての小・中学

校の教室で9月からエアコンの使用が可能となりました。統一した使用基準を設けまして使用することとしております。

エアコンの使用基準といたしましては、教室の温度と湿度の関係から、使用しない場合、扇風機のみを使用する場合、エアコンを使用する場合の3段階で区別をいたしまして、エアコンを使用する場合には設定温度を28度とし、冷気を教室内全体に効率よく循環させるため、扇風機も併用することとしております。この使用基準につきましては既に小・中学校に周知しており、9月からこの基準に基づき使用されております。

また、学校環境衛生基準に基づく検査につきましては、検査項目及び基準値に基づき、一酸化炭素、二酸化炭素、騒音、照度等を本県薬剤師会に委託しており、今回、エアコンの設置により、新たにエアコンから噴き出す空気についての粉じん気流の調査が年2回必要となり、薬剤師会に調査を新たに委託する予定であります。以上であります。

[8番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

今、事務局長からお伺いしたときは、扇風機と両用でやられるということでした。特に申し上げておきたいんですが、冷房時は空気が冷えておると下へおりますが、暖房時は空気が上がっちゃって、机の近辺、児童たちへの空気の循環をよくしないと暖房効率が悪くなると思っておりますので、特に今、併設で使われるということですが、扇風機もつけてありますから、それを利用していただいて効率のいい授業環境をつくってやってほしいと、かように思っております。よろしくをお願いします。

それと2番目に、年間電気料（基本料金とも）、それとまた管理料についての費用がどのくらいかかるかということをちょっと教えていただきたいと思っております。概算で結構でございます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

年間電気料金（基本料金とも）、また管理費はどのくらいの費用がかかるかの御質問に対してお答えさせていただきます。

市内小・中学校教室へのエアコン設置に伴う年間電気料金につきましては、昨年度実施いたしましたエアコン調査業務の数値によりますと、年間1,400万円程度の電気料金による経費増大を見込んでおります。また、管理費につきましては、各教室ごとの日常的な管理といたしましてフィルターのみの清掃であり、各学校で教室ごとに行っていただくことが可能なことから、管理費用等は考えておりません。以上です。

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今年度予算に小学校の光熱費が、これはほとんど光熱費といっても電気代じゃないかと思いますが、2,263万5,000円と、中学校では1,622万8,000円が計上されていますが、それにプラス1,400万円ということになるわけでございますね。そういうことになると、後の1年、2年はメーカーの保証期間でもございますからメンテナンス料は要らないと思いますが、この管理をきちんとやっていないと、空調、エアコンが壊れたとか、部品が壊れたというようなことが出てくるといいますから、日常の先ほど言われたように点検・管理をきちんと、日誌かなんかつけさせてもいいから、管理をしていただきたいと、かように思いますから、よろしく申し上げます。エアコンの設置については、以上で私の質問を終わらせていただきます。

次に、太陽光発電について、私は3年前に太陽光発電の質問をさせていただいて、高橋勝美は何だ、太陽光発電しか知らんやないかというようなことで思われるかもわかりませんが、今回、太陽光発電の、特に従来の補助金が出るような太陽光発電でなくなってくるんじゃないかと、かように思いまして質問させていただきます。

2012年7月に再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度（F I T）が創設されてから2年余りが経過し、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー推進室長の渡部氏が、太陽光発電の現在の仕組みでは再生可能エネルギーの普及が進めば進むほど国民負担が重くなく、制度見直しを行う必要があるということをおっしゃっております。

それと申しますのは、再生可能エネルギーの買い取り費用に充てるため、電力会社は通常の電気料金に付加金を上乗せして、つまり太陽光発電の普及が進むにつれて消費者や企業の負担をふやすことは避けられないということもございます。このF I Tができたときの買い取り制度の標準家庭への上乗せ金額は、2012年度には月87円の太陽光の負担でありましたが、2013年には120円、また今年度には225円となって、ふえてきております。それで、今エネルギー室長の渡部さんがおっしゃっているには、太陽光発電には事業化期限をつけることが必要じゃないかというお話が出ております。

先般、自由民主党の町村議会議員のセミナーに本市から7人ほどの議員さんも出席された場で、衆議院議員 河野太郎さんの「エネルギー政策を考える」という講演を聞いた折にも、中部電力株式会社経営戦略本部長の伊藤さんが、固定価格買い取り制度については、再生エネルギーの最大の利用促進と、国民負担の制限を最適な形で利用するようにするというお話をしておっしゃっていることは、そのときにもお話が出ましたが、もっと一般家庭と企業に対しての電気料の上乗せをしないとやっていけないというようなお話がございました。

以上のようなことで私は今回質問をさせていただくわけですが、その前に、平成26年第1回市議会定例会の市長の所信表明において、本巢小学校、弾正小学校、一色小学校の3校に設置

が予定されておりますということでおっしゃいましたが、残る6校についても検討予定があるのか、お尋ねしたいと思います。

それで、現在設置されています土貴野小学校、真桑小学校、本巣中学校の発電量と、地球環境への貢献度として、発電によって削減できる石油消費量と二酸化炭素排出量はどのくらいになるか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

土貴野小学校、真桑小学校、本巣中学校の発電量と、石油消費量と二酸化炭素排出量はどのくらいかの御質問にお答えさせていただきます。

現在、市内の小・中学校に設置してあります太陽光発電について、平成25年度の年間発電量につきましては、土貴野小学校は9,606キロワットアワー、真桑小学校は1万3,109キロワットアワー、本巣中学校は1万1,120キロワットアワーとなっております。

次に、発電量を石油消費量に換算した場合の削減量につきましては、土貴野小学校が年間2,180リットル、真桑小学校が2,975リットル、本巣中学校が2,524リットルであります。

最後に、二酸化炭素排出削減量につきましては、土貴野小学校が年間4,846キログラム、真桑小学校が6,613キログラム、本巣中学校が5,271キログラムとなっております。以上であります。

[8番議員挙手]

**○議長（若原敏郎君）**

高橋勝美君。

**○8番（高橋勝美君）**

今お聞きしますと、石油の、特に土貴野小学校が2,180リッターですか、それから真桑小学校が2,900リッター、本巣中学で2,940リッターという石油量が浮いておるわけでございますので、こういうことを児童・生徒にもよく説明してもらって、太陽光の発電はこのくらい起きておるんだということと、節電をできるだけ指導してやってもらいたいと思っております。

それと、本巣幼稚園と糸貫西幼稚園、糸貫東幼稚園の発電量と、削減できる石油消費量及び二酸化炭素排出量はどのくらいか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それではただいま御質問の、本巣幼稚園、糸貫西幼稚園及び糸貫東幼稚園に設置してあります太陽光発電についてお答えをいたします。

平成25年度の年間発電量につきましては、本巣幼稚園が1万8,725キロワットアワー、糸貫西幼

児園が2万3,910キロワットアワーとなっております。また、糸貫東幼稚園は今年度からでございますので、4月から8月までの5カ月間の発電量は1万3,269キロワットアワーとなっております。

次に、この発電量を石油消費量に換算した場合の年間削減量につきましては、本巣幼稚園が4,250リットルで、ドラム缶に換算しますと21本分でございます。糸貫西幼稚園が5,427リットルで、ドラム缶で27本分であります。また糸貫東幼稚園は、4月から8月までの5カ月間の削減量は3,012リットルで、ドラム缶15本分であります。

最後に、二酸化炭素排出年間削減量につきましては、本巣幼稚園が9,446キログラムで、杉の木に換算しますと674本分、糸貫西幼稚園が1万2,062キログラムで杉の木861本分、糸貫東幼稚園は4月から8月までの5カ月間の削減量が6,694キログラムで、杉の木478本分の二酸化炭素吸収量に相当にし、地球環境へ貢献していることになっております。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。二酸化炭素排出量については杉の木何本ということで御説明いただきまして、これだけの本数の杉の木が働いておってくれる、太陽光によって杉の木の働きを救っておることができるんだなということがよくわかりました。ありがとうございました。

続きまして、本巣小学校、弾正小学校、一色小学校の設置はいつごろなのかということと、また、残りの6校の設置はどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

本巣小学校、弾正小学校、一色小学校の設置はいつごろなのか。また、残りの6校の設置はいつごろなのかの御質問にお答えさせていただきます。

市内小・中学校への太陽光発電設備の設置につきましては、今年度、当初予算で本巣小学校に20キロワット、弾正小学校に20キロワット、一色小学校に10キロワットの太陽光発電の設置を予算計上させていただいておりましたが、その財源である国庫補助金につきまして不採択となったため、今年度は設計のみを実施し、来年度、国庫補助金を得て太陽光発電を設置してまいりたいと考えております。

また、残りの6校のうち、真正中学校と糸貫中学校につきましては、来年度設置に向けて、現在、詳細設計を進めているところであります。さらに、残る根尾中学校、根尾小学校、外山小学校、席田小学校の4校につきましては、今後、設置に向けて検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、予定をお聞きしましたが、特に今、さきにお話し申し上げたように、再生可能エネルギー推進室長の渡部さんがおっしゃっているには、太陽光発電の事業制限をするということであるから、交付金がおくれてきておるんじゃないかと私は思うわけですが、そういうことがありますから、今年度中には6校に対しても全て補助金対象に、交付金が受けれるように設計をして進めていただきたいと、かように思いますが、どうでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

先ほども御答弁いたしました。国庫補助でありますので、申請・採択ができなければ設置というのは難しいと思います。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

それをほんで私は努力をしてくれと。全部、小学校、中学校合わせて申請をしてもらって、早く交付金が出るようなふうにしていかないと、エネルギー庁は総務省との連絡をとって補助金が出るようにならないかということをお思いますから、早目に申請することをお願いいたします。

続きまして、昨年度、住宅用太陽光発電システムの事業の25年度分が当初予算で不足になりました。補正予算でまた昨年組まれたというような状況でございましたが、今年度は1,680万円ほどが予算計上されていますが、助成金の状況はどんなふうでございますか、お尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

住宅用太陽光発電システムの助成金の状況につきましてお答えをさせていただきます。

市民による新エネルギーの利用を支援するため、平成23年10月から住宅用太陽光発電システムの設置に要した費用の一部助成を行っており、今年度で4年目となります。補助金の額につきましては当初から変更はなく、1キロワット当たり3万5,000円、上限が4キロワットで補助限度額は14万円となっています。

これまでの導入実績につきましては、今年8月末日までの累計で補助金交付件数が355件、交付決定額が4,703万3,000円となっており、設備容量は1,663.76キロワットとなっています。年度別の内訳につきましては、平成23年度は補助金交付件数が50件で交付決定額が645万6,000円、平成24年

度は133件1,758万6,000円、平成25年度は132件1,749万1,000円、そして今年度は8月末で40件550万円となっています。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

いろいろ年度ごとに御報告いただきましたが、今年度は40件ということでございますが、先ほどお話し申し上げた、再生可能エネルギーの買い取りの変更があるんじゃないかということが報道がされますと、駆け込みの補助金申請が出てくるんじゃないかと思いますが、その辺のところの対応も、昨年度のような、途中でちょっと待ってくれということのないように、ひとつお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

続きまして3番目の、市の木である柿、特産物としての柿の担い手をふやすために、柿就農者の全国募集についてということで御質問申し上げます。

市の特産品である柿の生産者を育てようと、JAぎふ、そこへ県や本巢市内の生産者たちの連携によって、本巢市柿新規就農者研修事業運営協議会が5月26日に設立されました。柿の産地担い手育成事業が始まりまして、担い手を志す研修生を公募し、生産者らが約1年間かけて栽培技術などを指導して、また終了後には就農支援という新聞報道がありました。

そこで、今後の市の対応についてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

柿の担い手をふやす目的で行われます柿の産地担い手育成事業におきます柿就農者の全国募集につきましては、平成26年5月26日に、JAぎふが事業主体となり、本巢市柿新規就農者研修事業運営協議会がJAの糸貫支店に設立され、平成26年度の研修生募集が開始されたところでございます。

研修生の募集は、JAぎふ、本巢市及び岐阜県のホームページ、県内外の新聞、日本農業新聞、全国農業会議の新規就農相談センター及び新・農業人フェアという全国規模の就農相談会、これは大阪と東京で開催されておりますが、ポスター展示とチラシの配布が行われたところでございます。また、6月29日に研修生募集説明会を開催し、4名の参加者があり、その他数名の問い合わせもいただいている状況でございました。その結果、8月3日に研修生面接審査会をJAぎふ糸貫支店で行い、10月から就農研修を行う1名の研修生が決定したものでございます。

さて、今後におきます市の対応につきましては、この協議会が、柿産地の高齢化、混住化により優良樹園地が伐採の危機にあることを踏まえ、新たな生産者を確保しなければ、今後、産地を維持していくことができないという生産者の声により設立されたものでございまして、協議会の設立と同時に就農支援チームも設置され、事業の円滑な実施を図るものとされております。

本市としましても、就農支援チームの一員として、JAぎふ、柿振興会、岐阜県と連携し、就農準備や就農初期段階の支援として、農地中間管理事業や農地保有合理化推進事業による農地の確保、青年就農給付金や生産機械の整備に必要な就農資金の制度活用支援を主に行うこととしております。就農支援チームのメンバーがそれぞれの役割を行うことで、研修終了後の就農支援、さらに就農後のフォローまでを一貫して実施することにより、やる気のある就農者を育成し、産地の維持・発展を図れるものと考えております。

研修生の募集につきましては、現在、平成27年4月からの就農研修生の募集が開始されておりまして、10月19日には募集説明会が行われることになっており、今後、市といたしましても必要な支援を行っていききたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[8番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

JAぎふから現在私にもこういうチラシが来ておるんですが、今、部長もおっしゃっていましたが、農業技術等の研修中に給付金を給付する制度もありますということで、青年就農給付金というものがあるそうなのですが、これは市のほうから申請して出されるわけですか。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

そうでございます。私のほうで申請書類を作成して申請させていただくものでございます。

[8番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

こういう立派なチラシが全国的に配られておるんじゃないかということで、それも市民に協力していただいて進めていただきたいと、かように思っております。

それと、果宝柿についてお話し申し上げたいと思いますが、議員研修誌の「地方議会人」というのがこの2月に出ていまして、我がまち自慢に隣町の大野町さんが果宝柿の宣伝をされているというようなことが載っておりました。もともとこの柿は本巣市が栽培を始めたものでございまして、12月の初めから中旬まで「おふくろ柿」として販売していたのを、岐阜県知事の古田さんが「果宝柿」と命名をされて販売されているものでございます。もっと早く本市の柿のアピール、宣伝をしてもらいたいと。大野町が先におふくろ柿をやっておるようなPRが載っておるわけですが、本市も早くそういうことに気がついて全国ネットでお願いしたいと、かように思っております。

それで、これはお願いでございますのであれですが、特に今回、市長さんをお願いしたいんですが、安倍内閣は、先ほどちょっと黒田議員からも話がありました、地方創生に力を入れています

から、特に特産物である補助金、交付金が出るようにひとつ御努力をしておいていただきたいと思いますようお願いして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

ことは大変な年でありまして、雨が欲しい梅雨どきに雨が一向に降らずに、今まで何人かの質問の方々もそういった指摘をされておりましたが、梅雨明け宣言が終わったと思うや、毎日毎日大変な雨が降りまして、我々のそばに大きな水がめがとかかというような発言もありましたが、私は太平洋がのっとるんじゃないかというような思いを、毎日降る雨空を見ながらそう思っておりました。長野県の南木曾、北海道においては利尻、その後に御存じのように三重県全域に大雨特別警報がというようなことで、四日市に至っては45万人の避難勧告、津市にも松阪にもというようなことで、三重県下に約100万人の避難勧告がというような、一体全体それはどこへ逃げるんだというような素朴な疑問を抱いておったのは私だけではないと思いますが、そうこうしておるうちに例の広島です、広島で大変な災害、土石流が起きてとうとい人命が亡くなりましたんですが、ああいったそれこそ想定もできないような、想像もできないような大変な天変地異といえますか、大変なこういった大雨が次から次に続きましたんですが、やっとここ秋らしくなってきたかなと、こんなようなことを思います。前段が長くなりましたが、質問に対しての前段でございますので、御容赦を願いたいと思います。

では、通告に従って2点お伺いを申し上げます。

山口頭首工について。

平成24年6月議会で一般質問をいたしました山口頭首工についてでございます。再度の質問であります。

根尾川左岸から取水し、2,400ヘクタール余りの農地をかんがいする重要な頭首工であり、今後も安定した取水を確保するためには、早期の改修工事が望まれます。河床洗掘によって頭首工下流域の護床ブロックが大きく沈下し、吸い出しを受けているため、このままでは増水時に倒壊するおそれを懸念いたします。頭首工本体は築67年の年月を経て、コンクリートの摩耗、剥離が見られ、これは施設の健全性の観点からも事業の緊急性が高いと考えられます。また、頭首工の下流部護床には沈下が認められ、国交省の指摘も受けています。

取水ゲート等の老朽化は、ゲートの開閉に一部ふぐあいも見られ、早急な現状調査と具体策を行うべきであります。これらは、国の事業、農村地域防災減災事業、県の事業であります県営ため池等整備事業が考えられます。山口頭首工行政領域は、本巢市（席田、真桑井水領域）を初め、岐阜市（金谷・席田井水領域）及び北方町（席田井水領域）や揖斐郡大野町（真桑井水領域）の広範囲であり、関係市町へ応分の負担要請をする必要があると考えます。

この事業の必要性は農業用水の確保だけでなく、洪水被害等の防災面において、本巢市民はもちろん、伊自良川以西の岐阜市民、北方町民、瑞穂市民の生命・財産を守る責任があると考えます

ので、市長にお考えをお伺いいたします。

(1)平成24年、また今年3月議会による一般質問、その後の国、農林水産省、岐阜県の対応はいかがでしょうか、市長にお伺いを申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、山口頭首工について、平成24年6月議会の一般質問、その後、ことしの3月の議会でも一般質問をいただきましたので、それにつきまして若干御報告をさせていただいて、その後の国・県の対応についてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成24年6月の一般質問におきまして、山口頭首工の耐震診断の結果について、また安全面についての御質問をいただいております、御回答を申し上げているところでもございます。また、ことしの3月議会の一般質問におきましても、岐阜県土木事務所、農林事務所並びに国土交通省等、その後の動きがあれば報告をとという御質問に対しまして、本年1月に岐阜県の岐阜農林事務所長が来庁されまして、今後、山口頭首工の改修等の具体化を図るために検討組織を立ち上げ、その組織に対し本巣市も積極的に参加し、早期改修等の実現に向けて努めさせていただくという内容の御回答をさせていただいております。

それで、本年、その以降ですね、4月以降の国・県の対応につきまして御報告させていただきたいと思っておりますが、県の岐阜農林事務所及び席田井水土地改良区の働きかけによりまして、平成26年月27日に山口頭首工改修工事業推進協議会（仮称）の設置に関する打合会議を開催いたしまして、事業化に向けたスケジュールの検討、また改修に向けての組織体制の検討等協議をしております。またこの9月12日、まだ先日でございますけれども、関係市町や関係機関によりまして検討会を開催いたしまして、今後の進め方について協議をしているところでもございます。

また、一番メインになります岐阜県の岐阜農林事務所がこれを具体化しようということで、平成26年度から27年度の2カ年の計画で山口頭首工を対象に、農村地域防災減災事業によりまして、農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行うと。そして地域住民の安全性の確保の観点から必要となる施設整備の優先度を調査していくという予定をいたしておまして、お尋ねにございますような今後の事業認可に向けて、県において順次対応を進めていただいておりますというのが現時点での最新の情報でございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございます。

6月27日は協議会が開かれ、また先日、9月12日には検討委員会が立ち上げられたというような

ことで、県の農林事務所ともどもこれから前へ向いていくというような御答弁だったと思います。

そこで、本市の対応、対策はいかがでしょうか。

その中で、協議会だとか検討委員会の中にも話がやがて出てくるとありますが、この資料を添付しておきましたんですが、円筒分水カルテといった、本当に知恵の塊とも言うような分水の方法をここに紹介しておきますので、また目を通していただきたいと思います。ざくっとこの中を読みますと、水利が乏しいこの地域では干ばつ（水不足）のたびに激しい水争いが起きていたが、この円筒分水の設置によって落ち着いていると、こんなような記述もあります。そういった中で、今後の本市の対応、対策を市長にお伺い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、山口頭首工の本市の対応、県の対応は先ほどお話し申し上げましたけれども、本巢市の対応でございますけれども、議員が先ほどからお話ししておりますとおり、頭首工というのは昭和22年の竣工で67年目に入っております、大変経年の劣化が進んでいるというふうに思っております、早急に大規模補修、または全面改修というのをやっていく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。そういったことで県も、先ほど申し上げましたように、26年、27年の2カ年をかけて、どういうことをしていかなきゃいけないかという調査をやっていただけたらというところまで今進んできております。

そういった中で、3月の一般質問でもお答えさせていただいておりますけれども、山口頭首工の所有権というのは席田井水土地改良区が持っております、土地改良区が管理・運営をされておることでもございます。まずは席田井水土地改良区並びに関係する4つの土地改良区の皆さん方が主体的に取り組んでいただくというのが基本なんでございますけれども、そういった中で、8月18日に席田井水土地改良区初め4井水の団体から、改修計画ですとか関係機関への調整等の要望書の本巢市のほうへいただいております、そのときは岐阜農林事務所の関係者も一緒に来ていただきまして、お話を聞いていただきました。

先ほどちょっと安藤議員のほうから協議会を立ち上げたということでしたが、まだ協議会は立ち上げておりませんが、これから協議会の立ち上げに向けて協議したというお話をしたということでございまして、これから岐阜農林事務所とも協議をしながら、関係の協議会の立ち上げに向けてやっていきたいなというふうに思っております。

そういった協議会が立ち上がりますと、我々関係の地元の自治体も一緒にあわせて、県等と一緒に、そしてまた4つの井水の団体の皆さん方も入っていただいて、協議会の中で具体的にどういふふうにしていくかというような課題・問題を整理して、皆さん方からの御要望の強い早期の改修等の実現に本巢市としても協力してまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、大規模補修や全面改修工事というふうになってまいりますと、先ほど来言っ

おりますけれども、多額の工事費と、また地元の関係者の負担というのも大変大きくなってまいります。聞くところによりますと数十億という単位の、直すとなるとそれだけかかるとなると、通常ベースでいきましたも地元負担は何億という、多分そんな金が出てまいります。

そういったことで、通常に事業をやるんじゃないくて、もっと国・県の高率の補助事業、要するに地元負担がもっと少なくなるような、要するに緊急防災、防災をもっと前面に出して、そういう形で地元負担が少なくなるように、そして関係機関、受益者の方々の負担が少しでも安くなるように、そういう事業をぜひしてほしいということを、8月18日に来たときもですが、またその前の農林事務所との打ち合わせのときにも、やるに当たってはそういう事業でぜひやっていただきたい。いずれにいたしましても、やるとなれば県が事業主体でやっていくわけでございますので、ぜひ県のほうでそういう高率の補助事業でやっていただきたい、そしてまたそれを国のほうへも要望してほしいということをお話ししております。

我々これからも国・県に対して、地元市町、それから関係団体の負担が少しでも少なくなるように、安くなるように要望していきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

(3)番にかかわるようなお話も今あったと思うんですが、市長のただいまの答弁の中で、数十億と。その地元負担として8%の7億、7億はちょっと大きいかなとは思いますが、そういったお金を用意しなくちゃこの事業が完遂しないということだと思います。

そこで(3)番でございますが、関係する近隣市町への応分の負担協力はということで市長にお答えを求めます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

安藤議員のほうからお話ございましたように、大変地元の負担の金額、工事費が確定していませんので金額はわかりませんが、一般的に言えば、大きい規模でやりますと1割を超す負担になりますし、先ほど8%云々というような話もしていましたが、いろいろと事業によって負担が低くなる事業もあるわけでございますので、我々としては、できるだけ地元負担の少ない事業でやっていただきたいということをこれからも強く言っていきたいなというふうに思っております。

再度になりますけれども、重要性等々のお話になりますけれども、山口頭首工は、先ほどお話がありますように、2,400ヘクタール余りの農地に必要不可欠な施設でもございます。と同時に、先ほど来もお話が出ておりますように、根尾川流域の本巢市から以南の岐阜市も含めた、そして隣の

川を超えた大野町、それから北方、瑞穂に至る大変多くの市町に影響が出てくる、いわゆる住民の安全・安心にも大きくかかわってくる大切な施設でもございます。そういったことの認識をいたしております。

ただ、大規模な修繕とか全面改修となりますと、先ほど来申し上げておりますように、大変大きなお金がかかってまいります。そういったことで、負担を少しでも少なく済むようにというような要望をすると同時に、負担協力、関係市町の応分の負担協力というのは、これから協議会の中で、県も入った、そして関係市町、そして井水の関係者の皆さん方も入り、そしてまた漁協の関係者等々も含めていろいろこれから議論をされると思いますけれども、そういった中で負担の割合というのも協議がされてくると思います。

そのときに私どもも、これは農業用水云々だけではなくて、防災上からも大変重要な施設でもあるということで、関係する市町の皆さん方に同じように応分の、そしてできる限りしっかりと負担をしていただいて、この工事が少しでも早く、そしてまたスムーズに着工でき、そしてまた完成に向かっていけるように、そういうお願いは私どもも強力にお願いをしていかなきゃならんと思っていますし、また頭首工のあります本巢市としても積極的にいろんな場で今の関係する市町に強力にお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

今市長が答弁なされましたように、数十億で7億とも、私が聞き及んでおる部分では40億の8%で3億2,000万とも聞いておりますが、今市長がお答えになられましたように、できるだけ負担が軽く済むように頑張るといような答弁でございましたので、より一層、市長の手腕を期待します。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、災害対策でございます。

何人かこういった質問をされました後で少々飽きられた部分があると思いますが、手短に早く読みますので、御辛抱のほどをよろしくお願い申し上げます。

災害列島日本において今夏も数々の災害が発生しました。昨年10月、伊豆大島の豪雨災害では死者・行方不明者39人の多くのとうとい人命が失われました。この災害時には、県単位の広がりがないとして、避難勧告、避難指示がされませんでした。これに対して国は、菅官房長官が改善を早急に検討する必要があると発言されましたが、今回、広島県の災害に生かすことができませんでした。古屋防災大臣は「空振りを恐れない」と幾度も発言されています。本市といたしましても、より一層、市民に対する避難勧告、避難指示等の災害に対する対応の周知徹底をする必要があると考えております。

警報、注意報等は、8月21日の日経新聞の記事によりますと、以下のとおりであります。大雨特別警報、数十年に一度の大雨が県単位レベルの広がりを持ち、重大な災害が起きるおそれが著しく

高くなった場合。大雨警報、重大な浸水災害などの起きるおそれがある場合。洪水警報、河川が増水し、重大な河川の氾濫などの災害が起きるおそれがある場合。大雨注意報、浸水災害などの起きるおそれがある場合。洪水注意報、河川が増水し、河川の氾濫などの災害の起きるおそれがある場合。

これらを市民によりわかりやすく伝えるため、就寝時にも有効な防災無線等の高度な活用が必要と考えております。市長は行政の長として、古屋大臣の「空振りを恐れない」対応が必要とのことに対して、お考えや決意をお伺いいたしますということでございますが、これは臼井議員が発言されましたように、この草稿をした後にNHKの夕方のニュースを見まして、私もあのニュースを見て、さすがと思っておりました。お答えはあえていただく必要はないような気もしますが、やっぱり住民に知らすと。いち早く、空振りでもいいので知らすというようなことが必要だと思います。先ほど申し上げましたように、三重県ではあんなに、100万人近くも避難勧告が発令されて、三重県知事としては大変なところへ追い込まれそうなところで広島の大災害と。国民の関心があっちへ行っちゃったもんで三重県知事はよかったんでないかなと思うんですが、これは考え過ぎかもしれませんが、そこらあたり、市長の再度の、そういった避難とか警報だとか、そういった指示だとかというようなことの空振りを恐れない決意のほどをお伺いします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

先ほど来ずうっと黒田議員から始まって、ほとんどの議員の先生方が御質問されておまして、部長等からずうっと御報告させていただいていますし、また私からも御答弁させていただいておりますけれども、かいつまんで少しだけお答えさせていただきたいと思います。

基本的には今回の災害につきましても、台風8号、台風11号もそうですけれども、やはり私は基本的には空振りを恐れずに、早目に住民に避難をしていただくということがまず第一だというふうに思っております。何といても市民の安全・安心を守るというのは行政のいわゆる最大の目標でもありますし、また目的でもあるわけでございますので、先ほど来、頭首工の話もありますけれども、何といても市民の安全・安心を守るというのが最大の願いであり、また市政の基本の、いわゆる究極の目的でもあるというふうに思っております。そういったことから、災害、台風等につきましても、大雨につきましても、早目に避難をしていただいて、それで何もなければ「よかったな」と、そんなふうに思っただけのような市民の皆さん方の認識にしていきたいなというふうに思っております。

やはりこの本巢市、大変面積も広くて、南のほうと北のほうとでは置かれている条件も違います。南のほうは土砂災害とかいうのは余りびんどこないと思います。南部地域のほうはどちらかという河川の氾濫で、いわゆる床上まで来るとか、そういう心配はするにしても、土砂災害というのは余りない。ただ、トンネルから以北は本当に、今回もそうですけれども、3つ大きな雨がそれぞれ

降りましたけれども、そのたびごとに道路が決壊し、河川の堤防がということで、大変、住んでいる地域によって台風、雨に対する認識というのは違うということで、私は市長になりましてから雨が降るといつも心配しているのは、トンネルから北の地域の方々の安全・安心をいつも、まず最初に土砂崩れはいいかということはずうっと思っているところであります。

今回もそういったことで、早目に、大雨が降った、台風8号では300ミリを超す雨、台風11号では400ミリを超す雨で、山口のところでも台風8号では約3メートル近く、2メートル90ぐらいまで水位が上がりました。台風11号のときには3メートル90まで、もうちょっとで避難をしていただくようなところまで水位が上がった。そういうことで、根尾川のほうも小段のところまで水がついた、そんな状況も報告を受けております。

そういったことで、災害のときには早目早目に逃げていただく。そのためにも、先ほど来ずうっ議論が出ておりますけれども、ハザードマップ等々をしっかりとやっぱり認識していただいて、やはり自分の住んでいるところがどんなところかと。そして、なったときにはどういう経路で、そしてどこに逃げるかというのを常日ごろからしっかりと市民の皆さん方に認識をしていただく。それが一番やっぱり自分の命を守る唯一の方法でもあり、それが最大のまた目標でもあると思っております。

そういったことで、そのためには我々のほうも早目早目に防災無線、そしてまた家庭に置いてありますラジオ等を通じて周知をする、またメール等々でもお知らせする。そしてまた、危険が切迫したときには各自治会長さん等へも戸別にも連絡させていただいて、住民の方々に早目早目の避難をしていただく。そういうことをやっていきたいと思っておりますし、また我々市のほうも、できるだけ市民の皆さん方が逃げてくることにすぐ対応できるように、避難所、避難場所等々のしっかりした確保、そして市民の方々が安心して避難してこれるような、そういうことをこれからしっかり取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから早目早目の、空振りを恐れず、早目の避難をしていくということを思っておりますし、また今回、内閣府のほうから通知もいただいておりますけれども、その通知もしっかりと踏まえて、避難の基準等も少しやわらかくして、早目早目の対応ができるようなマニュアル、また対策を立てると、そういう形にしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

大変わかりやすいお話をありがとうございました。これで終わります。ありがとうございました。

---

散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす9月17日水曜日午前9時から本会議を開催し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員